

翻訳

イエーリング書簡集(7) (ギーセン時代：1852-68年②)

平田 公 夫

13. An K. F. von Gerber.

Gießen, 12. Februar 1854.

わが最良のゲルバー！

君の2つの論文はとても素晴らしいものです⁽¹⁾。それは、君がまたもや放った卓越したヒット作です。ヴァッサーシュレーベン⁽²⁾とジーゲル⁽³⁾は、それらの論文を読んで、僕と同じくまったく夢中になっています。封債務に関する君の論文対象には疎い僕だけれども、君が通説の理論に関して教えてくれていることに照らしてみれば、君はここで〔乱雑に散らかった〕本当のアウゲイアスの牛小屋⁽⁴⁾を見て、それをきれいに整理整頓したことが僕にもすぐに分かります。また、いかに少ない言葉でもって、いかに簡明な手段でもって、それを成したことか！ まったくの頑固者や愚鈍者でないならば、誰しも、君の見解の正しさを直ちに納得するに違いないし、君が正しい鍵を発見したことに対して恩義を感じるに違いありません。第2の論文に関しては、その結論において同じく君に同意します。自律性は法律行為に属するものであって、法源に属するものではないからです。ローマ法の立場から見ると、逆の見解が必要だったのはもちろんです。また、ローマ法それ自身は、遺言を行なう場合に、ある法律の観点を主張してきました。なぜなら、ローマ法は、遺言の本来的な効果をそれ以外のやり方で構成することができなかったからです。まさにローマ法の限定的な考え方にわれわれが捕らわれていないとすれば⁽⁵⁾、もっと高次のレベルにおいて、このローマ的観点は不確定な人における (in personam incertam) われわれ現代の遺言による処分には当てはまるでしょうに。しかし、君がこの特殊ローマ的観点からわれわれを解放したことによって、君はこの点で真のゲルマニストであると証明しました。かくして、ローマ法中心主義 (Romanismus) の断片が次々とわれわれから剥がれ落ちていきます！ 特殊ローマ的なものは何か、それを認識することだけが重要なのです。そして、それとともにわれわれの上に覆いかぶさっているローマの力、ローマの呪縛が打ち破られていったのです。——不確定な人における (in incertam personam) 例の法律行為—— そのために、これまで自律性は法源として理解されてきたのです—— は、もちろ

ん一種独特のものをもっています。その特有性は、実に君自身が強調してきたように、その法律行為に対して法律とのある種の類似性を与えています。そして、後者〔法律〕との混同から絶えず身を守るためには、制度の中でこの特有性にその権利を与えてやるべきでした。実際、それに対して固有の名称が見つけ出されるならば、望ましいですのに。それとともに、古くからの誤謬に逆戻りする危険が最も確実に予防されるといのですが。

僕が君の自律性に関する論文を受け取った時、同時に、『ローマ法の精神』第2巻・第1部の〕校正用ゲラ刷りを手にしました。その中にはローマの自律性システムに関する叙述が含まれていて⁽⁶⁾、君の論文によって、僕は1つの弁明を付け加える気になりました。すなわち、ここでは(財産処分自由のために)通俗的な意味における表現を用いたという弁明文をつけ加えました。どう描写するかを考える中で、あの表現を使わずにうまく言い表わすことができなかつたからです。それゆえ、君は僕がその表現を用いたことを許してくれますね、その案件そのものにおいては、僕は君の肩をもつと公言したのですから。

——君の論文には僕自身の考えを思い起こさせるものがいかにあることか、それを見つけたのはとても驚くべきことでした。君が僕の本を読んだ後に僕に宛てて何と書いてきたか、そのことを君はおそらく忘れてはおられないと思います。すなわち、自分にはその本が何か見知らぬものとはまったく思われなかつた、むしろ自分には周知の事柄との印象を与えた、と書いてきたことを。僕はそのことを生き生きと思い起こしました。というのは、君の論文には、その表現から見ても、僕のものだと思ふことのできるような考えが現われているからです。とりわけ習俗と法律に関する君の見解がそうです。僕の校正用ゲラ刷りを一緒に修正したジーゲルもまた、このような〔2人の〕一致に吃驚していました。それはわれわれ2人が決して話し合ったことになかつた点ですし、また、そのことはわれわれ以外の誰も知るることのできないポイントです。このことは、われわれの頭脳がまったく同質の構造をしているに違いないことの証に他なりません。また、ある考えというものは空気中にただよっているの、人はそれから逃れることはできないということの証です。本質的な核心にしたがってすでに君の意識に上っていたことが、僕の本の中で更に詳しく論じられているのを見るのは君にとっても興味深いことでしょう。〔君以外の〕他の著作者たちにおいて、僕自身の考えをかすかに思い起こさせるものがあるのを見出すことは、僕にも時として起こります。ですから、第2巻が発行されたときには、かなりの人が次のように大声をあげるだろう、と僕は確信しています。すなわち、自分もまたすでに同じ道を歩んでいたし、さらにもう一歩先を進んでいた、だから自分もまた同じ結論に到達していたであろう、と。このようなアイデアを長年にわたって考え抜いてきた僕にとって、他の人はどのようにして目標のそばをかすめていったのか、そのことはとても興味深く見ることができます。対立意見とあのように長く取り組んできたことによって、僕は、何が正しい道であり、何が間違つた道であるかを教えられました、そうして、彼らが正しいポイントを言い当てられなかつたのはなぜか、それを当の著者自身以上に良く判断することなど、僕にできなかったことはしばしばです。このような経験からして、僕はますます次のように確信しています。つまり、自分の本を出して早く有名になること、そして、僕ならきっと

望んでいたであろうが、その本をもう10年も熟すに任せるわけにはいかないこと、そうしたことがいかに必要であったかを強く確信しています。[もし10年も先送りしていたならば、]僕にはほとんど何も残っていなかったであろうに！ 僕は昨日印刷全紙12枚分を送り返しました、そして、今では第2巻の半分を早くも終えています。ここ最近、僕はある1点において長いあいだ錨を下ろしています。それは、ローマ古代学なら、当然ながらずっと以前に片づけておかなければならなかったものですが、いまだに片づいていない対象です。すなわち、ローマにおけるいわゆる社会問題です。その場合には、余りありがたくないパラグラフがなお2つ生まれてきます。それに加えて、僕が何ヵ月ものあいだずっと扱っているのは、報いられることの多い、かつ、実り多い素材に他なりません。

近いうちにわれわれのところでは試験が始まります。それは毎回、自分の身体を十字架にかけなければならない、ぞっとする期間です。それは拷問の時であり、その時間帯には僕はいらいらしながら時間と日にちを数え、過ぎ去っていく一時一時を喜んでいきます。しかしその一方、それ以外の場合にはそれとは逆に、飛ぶように過ぎ行く時間以上に僕が残念に思うものは何1つありません。研究文献においては、今やありがたいことに引き潮状態が始まっています。ですから古い残滓をぞっと取り除くことを多少とも念頭に置くことができます。僕は目下のところデルンブルクの相殺論文⁽⁷⁾を読んでいます、そこには若干の読むべき価値のある箇所が見出されます。この人はきわめて活動的な人物ですが、彼はただもう少し時間をかけて仕事をするべきです。——その論文はエアランゲンのブーヒャー⁽⁸⁾を今や幸運にも埋葬してしまいました〔実際にも、ブーヒャーは1854年2月3日にエアランゲンで亡くなっている〕。彼は静かに眠ることができるでしょう。彼が失って残念に思うことのできる唯一のものと言え、シェップリ〔Schöppli = ワインの銘柄の1つ〕をもう飲めないことであろうに。

〔わが家はとても順調です。家族全員がベストの状態にあります。今回はこれ以上もう報告すべきことはありません。小生と妻から君とご家族の皆様にくれぐれもよろしくとのご挨拶を申し上げますとともに、小生からはとくに (in specie) 2つの論文をお送りいただいたことに対して重ねてお礼を申し上げたいと思います。——君は自律性論文の抜き刷りを複数お持ちのはずではありませんか？ そうでなければ、僕のそれをジューゲルに贈ります。僕自身には『Archiv』において君の論文⁽⁹⁾が手に入りますから。〕

君の R. イェーリング

※ 前回第73巻4号所載の「イェーリング書簡集(6)」の訳注部分につき、以下の追記・補正をしておきたい。

1. No.3. An den Advokaten Frölich in Schleswig の原注(1)の補足として、イェーリングの2番目の妻の父親である Frölich のフルネームは、Nikolaus Frölich であり、生没年は1796年-1880年である(原著の Register der Briefempfänger による)。
2. No.9. An Ludwig Lange の訳注(1) Ossan (誤植と思われる)について: 正しくは、次の表記で、Osann, Friedrich Gotthilf (1794-1858)、文献学者。オサンは1794年8月22日に参事官の息子としてワイマールに生まれ(母は Hufeland 家の出身)、家庭教師による教育を受けた後、ワイマールのギムナジウムに通い、とくに Franz Passow, Heinrich Voß, Johannes Schulze の教えを受け

た。わけても校長の Ch. Ludw. Lenz は、オサンが Plautus 研究に向かうのについて影響を及ぼしたように見える。1813年のオースターにもっぱら文献学を学ぶためにイェナのラント大学に進んだ。対ナポレオン戦争に参加するという希望はかなわなかった。軍事訓練は受けたが、戦場には赴かなかった。1814年のオースターには、F. A. Wolf や Boeckh の講義を聴くためにベルリンに行き、彼らと親交を結んだ。Hufeland 家でもアカデミックな交流を楽しんだ。1816年ベルリンで学位を取得し、同年には講義許可を授与される。1817年秋以降、ドイツ、フランス、イギリス、イタリアを周遊し、パリとローマにはそれぞれ半年間滞在した。この学問遍歴で多くの著名人とも知り合い、学問上の刺激や支援を受け取った。この遍歴中 "Corpus inscriptionum graecarum" に関する碑文を収集し、また、ラテン語碑文の収集にも多大な労力と経費を要した。1819年帰郷し、旅行中の成果をベルリン科学アカデミーに提示すべく、ベルリンに行くが、アカデミーは Corpus inscr. gr. の編纂への彼の参加をなぜか拒否したため、オサンは自力でそれを公表せざるを得なかった。"Sylloge inscriptionum antiquarum graecarum et latinarum" (1822-34) —— 後になって 1828年以降アカデミーによる公刊によって陵駕される。オサンの講義活動は1819年の帰国直後からベルリンで始まっていた。まず私講師として成功を収め、そして1821年のオースターには有給の員外教授としてイェナに招聘された。1825年、文献学の正教授としてヘッセン大公国のギーゼンと呼ばれる。彼が終生にわたって奉職することになるこの新規の職には1825年秋に就いた。彼はとくに文献学のために招聘された最初のギーゼンの教授となったのである。それまでは、文献学の講義やゼミナールは、神学の教授たちによって掛け持ちされていたからである。1827年によくオサンはゼミナールの指導者となり、ギーゼンの文献学研究は彼の功績により飛躍的に発展することになった。短期の療養後、1858年11月30日にオサンはギーゼンで亡くなる。主著としては、"Beiträge zur griechischen und römischen Litteratur-Geschichte" (2 Bde., 1834, 1839)。

[訳注]

- (1) 1814年にゲルバーは相続訴訟の鑑定書 (Votum über den Gräfllich Aldenburg-Bentinck'schen Successionsstreit aus privatrechtlichem Standpunkte) の他に、次の3本の論文を発表している。Gewere に関する論文: Ueber die Gewere in den deutschen Rechtsquellen des Mittelalters, in: Zeitschrift für Civilrecht und Proceß, Neue Folge, 11と、他に Zur Lehre von den Lehns- und Familienfideikommiß-Schulden, in: Ebebda と Ueber den Begriff der Autonomie, in: AcP, 37, Heft 1 の2編である。

なお、イェーリングは、この手紙からゲルバーに対して「Du」の表現を使っている。

- (2) Wasserschleben, Ludwig Wilhelm Hermann (1812-1893): ゲルマニストかつカノニスト。1831年秋から1836年までプラズラウ、ベルリンで法学を学び、1836年6月25日ベルリンで法学の学位を取得、同年秋には法学の私講師となる。1841年8月18日プラズラウの員外教授となり、1850年2月23日ハレの正教授となり、1852年4月28日正教授のままギーゼンに移る。それ以降、終生をギーゼンで過ごす。この時、イェーリングの同僚となる。Birnbaum の退任後1875年5月20日には大学の事務総長となる。それ以前、1863年9月には枢密法律顧問に任命されていた。既出、No.71・訳注⑬、参照。
- (3) Siegel, Heinrich (1830-1899): ゲルマニスト。1849年以降ハイデルベルク、ボン、ギーゼンで法学を学び、1851年 Das deutsche Erbrecht nach Sachsen- und Schwabenspiegel に関する研究でハイデルベルク大学法学部の賞を獲得し、1852年にはこれを発展させてギーゼンで学位を取得する。1853年ギーゼン大学は Die germanische Verwandtschaftsberechnung の研究で彼に教授資格を授与する (ドイツ法の講義を許可する)。ギーゼンで私講師を数年務めた後 (この間、同じくイェーリングの同僚となる)、1858年には法曹養成改革を進めていたウィーン大学にドイツ帝国史・法史およびドイツ私法の員外教授として招聘され、1862年テュービンゲンへの招聘を断って、ウィーンの正教授を受諾する (1878/79年には学長)。講義対象は、とりわけドイツ法史、ドイツ私法、並びに、刑法史であり、1871年以来 "Germanistische Gesellschaft" のゼミナールを開いた。1898年に退職している。ジーゲルは、法史学のウィーン学派の創始者と見なされている。彼

はとくに中世ドイツ法の研究に身を捧げ、ドイツとオーストリアにおける中世相続法並びに夫婦財産法に関する労作を残している。ドイツ相続法をジーゲルはローマ法とは異なり、相続人の期待権として、また、遺産に対する相続人の持ち分（すでに被相続人の存命中にも有するとする）として把握するのである。

- (4) 30年間も掃除がなされなかったアイゲイアスの牛舎を、ヘラクレスが川の水を引いて、たった1日で掃除したというギリシア神話に由来する言い回し。
- (5) 原著では、ここの副文：“wenn eben……des römischen Rechts uns bände.”に否定詞の nicht は入っていないが、Losano 編の同手紙 (No.32) では、その末尾に “uns nicht bände.” と否定詞が入っている。前後の文脈から後者を採用した。
- (6) 『ローマ法の精神』第2巻・第1部の第33節に冠せられたタイトルは、「制度の客観的な自由の内容、主観的な自律性に対するある制約」である。
- (7) Heinrich Dernburg, Die Kompensation nach römischem Rechte mit Rücksicht auf die neueren Gesetzgebungen, Heidelberg 1854. (Losano の脚注による。)
- (8) Bucher, Karl Franz Ferdinand (1786-1854) : プーヒャーは、1786年6月14日に Rinteln にて、同地の、後にマールブルクの法学教授となる Dr. Joh. Peter Bucher の息子として生まれる。マールブルクのギムナジウムに通い、1801年以降マールブルク大学で学び、サヴィニーの講義を聴く。1805年、マールブルクの教授となっていた父親から法学博士の学位を授与され、この地で学生生活を開始する。1808年国王ジェロームからハレの法学の正教授に任命される（俸給1480フラン）。1818年には民法の正教授として、俸給1000ターラーかつ宮廷顧問の肩書付きでエアランゲンに招聘される。1843年、大学の記念祭にエアランゲン市の名誉市民に任じられる。1854年2月3日にエアランゲンで亡くなる。主著：Uebersicht der testamentarischen Universalsuccession, 1807；System der Pandekten oder Versuch einer systematischen Darstellung des Justin. Privatrechts, 1808, 1811, 1822；Systematische Darstellung des im Königreich Westfalen geltenden napoleonischen Rechts, 2 Bde., 1809；Das Recht der Forderungen, 1815, 1830.
- (9) 上記・訳注(1)にあるように、ゲルバーの Autonomie 論文は、“Archiv für civilistische Praxis” に発表されている。

なお、「わか家」から末尾までの最後の1段落は、Losano 編『書簡集』No.32からの補充である（〔 〕に囲まれた部分。これ以降、Losano 編からの補充部分を同じ表記で示す。文中の訳者による簡単な補充についても同記号を用いているが、容易に区別できると思われる）。

14. An K. F. von Gerber.

Gießen, [Sonntag] 26. März 1854.

わが最良のゲルバー！

僕は本来的にはまだ君に手紙を書くべきではなかった、この言い方は逆説的に聞こえます。というのは、僕はすでにもう長いあいだ十分に待たせていたのですから。そのわけは、僕には目下のところ、いちばん大事なものを、つまり、書きたいという気分が欠落しているからです。僕はまたしても数週間ものあいだずっと気分のすぐれない状態になっており、知的にも内面的にもとても無気力になっているので、筆を見ると不快な気持ちにさせられ、直接命じられていたものを除いて、知的活動のいっさいがっさいをしないようにしています。2月後半に、僕は半年ごとの発作にふたたび襲われました。[今回はもちろん歯痛ではなく、それはとても苦痛を伴う苦しみでしたが、そうではなく、おできにすぎません（いわゆる豚のおでき）、そのおできでは悪性の体液が出口を求めています、残念ながらそのすべてが出ていったわけではなく、今なお僕の体内を駆け巡っております。僕は数日間講義を休まざるを得なかったのです。]そして今もなお——数週間経った後も——身体的にも精神的にもとても弱々しく、また疲れ切ったと感じているので、今述べたように、どの仕事に対しても、とりわけ知的な仕事に対して嫌悪感があり、まったくやる気が起こりません。この冬については、僕はとても穏当に暮らしていたと確信をもって言うことができます。ただある1点においてのみ、もちろん以前よりもずっと多くのことをしなければなりません。すなわち、仕事に関することです。以前は、夜9時半には妻が書斎から僕を連れ戻し、夕食後にふたたび僕が仕事机に座ることを許しませんでした。[それから僕たち2人は一緒にベッドに入りました。]この前のゼメスター全期を通じて、この事態は妻の状態によって様変わりしました。[妻が妊婦であることによって出産の前も後もとても早めに床に就かなければならなくなったからです。]したがって僕は自由放任の状態になったのです。そうして、僕は夜の12時半あるいは1時まででも仕事をするのが通例となりました。社交関係のせいで何度も仕事から引き離されなかったならば、それは僕の健康にとってとてもいいことだったでしょう。とはいえ、僕が〔ドイラー^①や仲間たちと一緒に〕行っていた居酒屋通いからきっぱりと身を引いて以来、僕にはこの方面からは、つましいホイストの夕べにも1度たりとも招待されなかったし、それ以外のグループ内の社交は1年に1回あるだけの集いに等しいものです。それに加えて、僕の音楽の夕べも無くなってしまいました。音楽は妻の健康にさしざわりがあったからです。要するに、僕は以前の気晴らしの娯楽を奪われてしまったのです、そして、妻からさえも楽しみはほとんど得られなかったのです、その結果、僕は基本的にこの冬を通じて変わりばえのしない、健康に良くない独身生活を送りました。以前の私講師のときのような生活を送ったのです。しかし、今や実見のかたちで（ad oculos）、僕の目の前で繰り広げられているような状態にはもはや我慢がなりません。さらにいまましい試験の時期がやってきて、もう我慢の限界の緒が今

にも切れそうです。当地では、試験はゼメスターの終わりに行なわれ、試験は僕にとってはいつでも死の一突きです。木曜日以来、僕は9時から2時頃までと、午後には4時から9時頃まで試験に立ち会っていなければなりません、そして、質問と返答ばかりのため頭がぼうっとしてきます。明日の正午頃に僕は自由になりますが、その時が来るのを喜んでいるとはとても言えません。というのは、僕は自由を得て何を始めるというのか、楽しみと仕事は〔今の〕僕にとっては同じくいとわしいものだからです。季節がもっと良いときであったならば、僕は徒歩旅行を行ない、それによって元気を回復することができるでしょうが、しかし、この天気では徒歩旅行は実際には不可能なことです。自分の本〔『ローマ法の精神』第2巻・第2部〕のためにある休暇の一部分がまたしても失われてしまうことは、とてもつらいことです。そのことは文字通り僕の心をさいなみ、自分の身体的な健康状態を通してすでにそうである以上に、もっといらいらした不満たらたらの状態にしています。

〔わが親愛なる友よ、僕はまもなく回復することを期待して、これまで君に手紙を書かなかったのであるが、そのことを君には理解してもらえんと思います。僕はその間じゅうずっと誰にも、自分の母にさえも書かなかったのです——そうでなければ、まず第1に書くべき相手なのですが。今でも、なおざりにしたことを取り戻そうという気にはいまだありませんし、君は、僕が一番はじめに沈黙を破る相手となる唯一の人です、そして、君に対してまた、僕の長い沈黙が誤解されないためにだけ手紙を書いています。他のかかなり多くの人たちにおいては、僕が一時的に危うくも誤解を受けかねない状態にあったとしても、それはそれほど重要ではないからです。〕

君の直近の手紙⁽²⁾はとても内容豊かであり、とりわけ、われわれ2人が学問において見出ししてきた1つの対象に言及されており、そして、多かれ少なかれ、われわれ双方の学問的課題をめぐって論じられています。すなわち、法の法律的構成 (die juristische Konstruktion des Rechtes) についてです。その意義およびそれに対する理解が多方面においていまだほとんど進んでいないことについては、その方向が今なおに新しいものであるかを考慮に入れるならば、驚きはありません。とはいえ、僕は、わが師ティボー⁽³⁾から、法律学全体において何が重要なのかについて、その一片さえも受け取ることなく、なおもパンデクテンの講義を聞いていたことか。それからしだいに独学を通して、とりわけ史料の読解を通してようやく僕には合点がいったのです。今現在生きている旧世代の法律家たちの大部分は、まだ旧学派の中で育ってきた人たちです、そして、大地がどこにおいても受胎し実りをもたらすようになるためには、まず死でもって彼らがまさしく一掃されなければなりません。かなり多くのロマニステンさえも、いまだにいかにはるか後方でプフタの後塵を拝していることか。だからと言って、ゲルマニステンが先行しているべきである、と彼らに求めているわけではありません。むしろ、君の専攻分野の内部においては、とてもうらやむべき課題を解決することが君の定めとなっていることを喜ばしく思っています。君が出くわす抵抗はまさしく君にとって好ましいことに違いありません。というのは、労苦なき勝利にはいかほどの価値もないからであり、また、われわれの敵は、彼らが

われわれの攻撃力を増大させ張りつめさせることによって、かえって計り知れないほどの貢献をわれわれに与えてくれることになるからです。君のあとを追いかけてくる妬みもまた、君の人生を辛いものにするにはできません。僕自身の幸福からすれば、幸いにも妬みは僕にとっては最も愛すべきものだと言いたいですし、また、自分にとっての幸福のこのスパイスをまったくなしのままで済みたいとは思いません。ある重要な課題において、ある人の感情を害することのできるものは唯一、僕の考えでは、その人自身の能力と設定された課題とのアンバランスだけです。しかし、他の人が認めてくれないことや過剰な敵対者や妬みや憎しみ等々、そういったものすべては、その人自身の能力とより高次の使命に対する感情のそばを力なく滑り落ちていくに違いありません。一時的にある人を怒らせることができるにしても、そうなのです。君の中には、課題を解決するだけの力があり、また、もっと長く持ちこたえて続いていく若々しい青年の力があります。それは決定的なことであり、それこそが、僕が君のことをうらやましく思いたい理由です。僕は残念至極にも、自分の精神的な力が弱体化してしまっているという考えをとまかく捨てきれません。すなわち、本当の若々しさ、軽快さ、柔軟さが失われているのです。それなのに僕が自分に立てた課題においては、これらの特性は必要不可欠なものばかりです。それゆえ、不機嫌と苛立ち、それに僕は悩んでおり、目下のところ、かつて以上にまたしてもそれに悩んでいるのです。もし僕に東フリースラント人の大いなる粘り強さが備わっていなかったとしたら、自分の能力と課題とのアンバランスというこの感情によって、おそらくもうずっと以前に後者を追究することを諦めていたであろうに。しかし、精神の一片の火花が今なお僕の中にある限り、僕はその仕事を続けます、そして、たとえきわめて遅々とした、鈍重な動きであるにしても、こつこつとたゆみなく仕事をすることによって、ときには僕はその少しの部分を上昇することに成功するのです——もし他の人ならば、10倍も短い期間でやり遂げたことでしょうか。僕の本に、僕は肯定的に信じていますが、1つの価値があるとすれば、僕自身にとってその価値は、何にもまして内面的な努力の点にあります——それについて証拠となるものは、もちろん第三者の人たちにとってはありませんが、僕自身にとってはあります。つまり、多くの他の人たちは、僕と同じような硬直性とごちなさ自分が自分たちの中にあると気づいたならば、何百回でも諦めていただろうからです。

〔君がアンシュッツ⁽⁴⁾のことで経験してきたことについて、僕なら相当数のそれと同類のものを君に見せることができるでしょう。まさにこの時期に、僕に1つの珍事が起こりました。キール出身のかつての1人の受講生、僕はその当時彼の有能さと熱心さのゆえにしばしば招待したことがあり、この特別扱いによって彼をのぼせ上らせてしまいました。その彼がある事を懇願した折りに、次のような手紙を僕に書いてきました。つまり、『貴方の本を——私は読みました。私はその本についてそれなりの理由のある論評(!)を書き送りたいと思いましたが、しかし、——そこに至ることができません。さらに同じように(つまり、自分を安心させるために!)その本は云々という形に終わってしまうのです。私は、自分がそれに関して1つの意見をもっている限りで言えば、まったくその本に同意していると説明したいのです、云々とも』! その人はまさに試験には合格したし、もち

ろんのこと彼は教義学ではいい成績を修めましたが、しかし法史学とは決して特別な関りをもちませんでした。これは同じ類のいい話じゃないかな！ 僕は次第に次のような見解をもつようになっていきます。すなわち、人生においては、若い人びとに対して余りに控え目であり過ぎてはいけないということです。彼らのとさかはすぐに大きくなってしましますし、彼らは自惚れのあまり急に変わってしまうからです。自分よりも下位にいる人たちに対して自分の位階にものを言わせようという気持ちなど、僕は生来まったく持ち合わせておりません。僕は、はじめから尊大さや高慢さによつからない限り、自分の位階をまったく同レベルのものとして扱いますが、しかし、このような取り扱いは自分自身のためというよりも、むしろ若者のためにはするべきではありません。そうすることによって若者を容易に墮落させる可能性があるからです。われらがジーゲル⁽⁵⁾は、それに関して1つの賞賛すべき例外となっています。すなわち、僕は常日ごろ彼に対して打ち解けた口のきき方をしていますが、それによって僕に対する彼の敬意に満ちた、控え目な態度をほんのわずかでも彼が変えることは決してなかったからです。彼を際立たせている慎み深さとともに、さらに彼には洗練された礼儀感覚という長所があります。僕がデルンブルク博士についてどのような経験をしてきたか、君はよく知っています。ちなみにアンシュッツ博士は、僕個人に対してはきわめて魅力のない無粋な印象を残していますし、僕にとっては、彼が僕に対して見せてきた懇勤で、自尊心の大きさをはっきりと示している口調によって最初から不快に感じてきました。彼には下層の出身という刻印が張りついており、彼はそれを何か特別なものと考えています。なぜなら、彼は実生活で1つの地位に就き、その地位は、若者としての彼には何か高位のものであり、また高貴なものと思われていたからかもしれませんし、彼はやはり相当にそれを言い立てたいと思っているからです。]

ガイブ⁽⁶⁾とケストリン⁽⁷⁾に関する君の報告は、かなり僕を感動させました。彼らの調子がどんな様子なのか、僕に報告するのを忘れないでください。ガイブを失ったら、君の大学にとってはかなり大きな痛手となるでしょうに。今現在、もう1人の語彙豊かな刑法学者がどこにいるでしょうか？ 僕が以前に同僚だったキールのクリスチャンセン⁽⁸⁾、彼の死はその頃には予期されていましたが、その彼がつい先ごろ亡くなりました。この天才的で、あらゆる種類の才能にきわめて稀な形で恵まれていた人物の喪失はすごく残念です。彼は一番重要なことを成し遂げる素質を持っていました。彼に欠けていた唯一のもの、それは粘り強さと節度です。彼の運命に僕は深く動揺しました。その死によって法学がとても大きな損失を蒙ったような、あるいは、もし彼が望めば、法学に対して少なくともとても多くのものをもたらすことができたような、そのようなロマンティストの逝去は、プフタ以降1人としておりません。彼は惜しいことに、あふれんばかりの才能と天賦の能力に苦しんでいただけです。そのような天賦の才能が幾分なりとももう少し少なかったならば、彼は第一人者となっていたでしょうに。その一方で、彼は今では早々に忘れ去られてしまうでしょう。

[—— エアランゲンでプーヒャー⁽⁹⁾の地位はふたたび確保されるのかどうか？ ショイルル⁽¹⁰⁾はしかしながら実務的な人生行路に入るべきだろうに。私講師としての彼の活動

は、彼には本当の満足を保証できるものではないだろうからです。それはそれとして、まったく学問のために生きる1人の男が、教師であるための資格をもっていないとすれば、それは残念なことです。講座から身を引く機会が彼に与えられないならば、彼自身ならびに受講者にとって、それは幸運なことです、そして、君自身はショイルルの件ではこの意味において活動するべきです。もし彼が君を訪ねたなら、僕からの心からの挨拶を伝えてください。僕は長い間彼に1通の手紙も書いていない負い目をもっていますが、しかし、目下のところ、彼に手紙を書きたいという気持ちはないからです。明日、その他のこととともに！ (maneat cum ceteris !)

もっとまじめな作品がないので、僕は今のところゲルラッハとバハオーフェンとの共著によるローマ人の歴史⁽¹¹⁾を読んでいます。あちこちでかなり楽しむことのできる風変わりな本です。その本はローマ史の領域で超正統主義を示しています、そして、ここではロムルスとヌマ⁽¹²⁾を人物として現代から扱われているのを見るならば、ニューブル⁽¹³⁾は決して生きたこともなかったし、影響を与えたこともなかったと言うのを信じたくもありません。その際、ゲルラッハ氏の甘ったらしい、お世辞たらたら幼稚な読み物は、ペッ！ペッ！もしその代物が君に届くなら、ちょっとその中を覗いてみてください、とりわけロムルスとヌマのところを(『市民は彼の死体を担ぎ、子ども、老人、婦人、花嫁は涙を流している云々』)。

僕は近々ふたたび君に手紙を書きますが、そのときには僕が幾分なりとも元気を取り戻したことについての報告を付け加えることができと思っています。すなわち、おそらく近いうちに花の展覧会を見にビーベラッハ⁽¹⁴⁾に行き、若干の気晴らしのために、マインツとダルムシュタットをあちこち見て回ります。〔妻と子供たちは幸いにもとても元気で順調です。その点は、とりわけ当地で多くの子どもの病気がはやっている、この悪性の時期には声を大にして言いたいです。〕妻と僕から君と奥方に心からのご挨拶を送ります。

君の

R. イェーリング

〔訳注〕

- (1) Deurer, Ernst Ferdinand Friedrich (1812-1873) は、1851-68年の間、ギーセンの正教授として、イェーリングの同僚であった。
- (2) この手紙は未発見である。(Losanoによる。)
- (3) Thibaut : Thibaut, Anton Friedrich Justus (1772-1840)。ティボーは1772年1月4日にハーメルンで生まれ、1792年ゲッティンゲンで法学の勉強を始め、93年にはケーニヒスベルクに移り、そこではカントの講義を聴いている。94年にはキールに行き、96年キールで学位を取得するとともに教授資格も得る。キールでは1798年にローマ法の員外教授、1801年からはローマ法の正教授となる。1802年からイェナの教授となり、ゲーテ、シラー、J.H. フォスと交友関係をもつ。1805年にはハイデルベルクの招聘に応じ、1814年に有名な論稿 "Über die Notwendigkeit eines allgemeinen bürgerlichen Rechts für Deutschland" を発表し、それによってサヴィニーによる歴史法学派の綱領論文となる "Vom Beruf unserer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft" という反論を呼び起こした(いわゆる法典論争)。ティボーは終生ハイデルベルクで活躍し、しばしば顕彰されている(1826年枢密顧問官、1830年ツェーリンガー獅子十字勲章)。ティボーは1840年3月28日にハイデルベルクで亡くなるが、彼は法律家としてのみでなく、音楽家としても秀でて

いた。彼の創設した楽団(“Singverein”)はハイデルベルクを越えて名を馳せ、彼の音楽書“Über Reinheit der Tonkunst”(1825年)は1893年までに7版を重ねている。

1814年の前掲の論文によって、彼は普遍的なドイツの法典編纂(民法の他、刑法や訴訟法も含む)によって、実際の法適用の容易化のみならず、法学上および法曹養成上の利点もあると主張している。すなわち、法の現状は、領邦諸法の分裂と対立のために混乱しており、ローマ法は、現在からすれば決して完全に理解されるものではなく、また、その法源の確実な正本をもつことすらできないがゆえに、そのようなローマ法を基礎とする共通法が右の現状を克服する助けにはならない、というのである。しかし、ティボーによるドイツの普遍的な法典編纂の要求は、当時の政治状況によってのみならず、サヴィニーの反論による歴史法学派の誕生によっても挫折せざるを得なかった。主著の“System des Pandekten-Rechts”, 2 Bde., 1803 (1834年, 第8版)は、フーゲーの後、最初のパンデクテン教科書の1つであり、サヴィニーの著作と並び19世紀中葉以降も利用されたが、その体系論としては、Georg Arnold Heise, Grundriß eines System des gemeinen Zivilrechts, 1808が、19世紀の後期パンデクテン教科書の範となった。

なお、イェーリングは1836年ハイデルベルク大学に進み、このとき、ティボーのパンデクテン講義を聴講しており、それゆえ「わが師ティボー」と言う表現を用いていると考えられる。

- (4) Anschütz, August (1826-1874), ゲルマニスト。1859年グライフスヴァルトでドイツ法の正教授となる。1862年から1874年の死に至るまで、ドイツ私法、法史、商法、農業法、フランス法、国法をハレ大学で教えた。アンシュッツは、Lombarda-Kommentare des Aripbrand und Albertus (1855)の編者として有名である。1864年以降、Archiv für civilistische Praxisの編集者も務めている。国法学者のAnschütz, Gerhard (1867-1948)の父親である。

余談になるが、息子のゲアハルト・アンシュッツは、1867年1月10日にハレ(Saale)に生まれ、1948年4月14日にハイデルベルクで亡くなっている。彼はハレ、ライプツィヒ、ジュネーブ、ベルリンで法学を学び、1896年ベルリンにおいてプロイセン政府付き試補として国法の教授資格を得る。1899年テュービンゲンで正教授になり、1900年にハイデルベルク、1908年にベルリン、そして1916年にはふたたびハイデルベルクに帰っている。彼はとりわけ国法を講義し、後にはドイツ法史、教会法をも担当し、一時国際法も講義した。1933年春自らの希望で退職する。20世紀初期における自由主義的・民主主義的に定位づけられた国法実証主義の影響力ある代表者といわれる。主著のプロイセン憲法(“Die Verfassungsurkunde für den preußischen Staat”, 1. Bd., 1912)とワイマル憲法(“Die Verfassung des deutschen Reiches”, 1921, 1933・14版, Neudruck 1965)とでもって、彼は現代の学問的憲法コメンタールの典型を生み出した。

- (5) Siegel : Siegel, Heinrich (1830-1899), ゲルマニスト。既出・No.71, 訳注(8)およびNo.13, 訳注(3), 参照。ジーゲルは1853年ギーゼンの私講師となり、1858年員外教授としてウィーンに移っている。その後、1862年には同大学の正教授となる。
- (6) Geib : Geib, Karl Gustav (1808-1864), 法史家および刑法学者。1808年8月12日にLambsheim (ラインプファルツ)で生まれ、1864年3月23日テュービンゲンで亡くなる。1827年から31年の間、ミュンヘン、ハイデルベルク、ボンで法学を学び、また、歴史学の講義をも聴講していた(1831年にはミュンヘンで国家試験に受かり、ハイデルベルクで法学の学位を取得する)。ガイブの刑法への関心は彼の師ミッテルマイヤーによって覚醒されていた。フランケンタールでの短期の裁判所活動の後、ガイブは1832年国王オットー一世の摂政職付き書記官として、ギリシアに赴き、その地で若き王の教師として働き、1833年以来司法省の参事官として勤務する。1834年にはドイツに帰り、大学の教授職に就く準備を行なった。1836年、講師職を飛ばして員外教授となり、1842年にはチューリヒで刑法、刑事訴訟法および民事訴訟法の正教授となる。1844年グライフスヴァルトへの招聘を断った後、1851年テュービンゲンへの招聘に応じた。ガイブはまず第一に刑法史家として評価されるべきである。彼自身は自らを歴史法学派の支持者と見なしていた。“Geschichte des römischen Criminalprocesses bis zum Tode Justinians”(1842)は、当時としては画期的な著作であり、それまでないがしろにされていた法史の分野を取り扱っていた。個々の問題についての個別研究による解明なしに包括的叙述を先行させているというモムゼンの批判

はあったものの、重要なバイオニアの作品であった。"Lehrbuch des deutschen Strafrechts", Bd. 1, 1861は、ローマ、カノン、ドイツの刑法の歴史を包括的に取り扱ったものであるが、ここでも全体的叙述のための諸条件は後年の研究によってはじめてもたらされることになった。1848年の出来事を契機に書かれた"Reform des deutschen Rechtslebens" (1848)は、法政策上の問題を扱っており、その中でガイブは刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法、そして商法のドイツ共通の立法を肯定していた(それに反して、民法についてはさしあたり否認していた)。

- (7) Köstlin : Köstlin, Reinhold (1813-1856), シュトゥットガルトの弁護士、ヘーゲル主義の刑法学者であり詩人。1829年から1834年に第1次司法試験に受かるまで、テュービンゲン、ハイデルベルク、ベルリン、そしてウィーンで法学を学び、1836年第2次国家試験に合格後、シュトゥットガルトで弁護士として開業する。1839年テュービンゲンで刑法の教授資格を取得し、1841年に員外教授、1851年に刑法の正教授となる。肺病のため1853/54年の講義はすべて諦めざるを得なかった。ケストリンは、またペンネーム"Christian Reinhold"の名で詩人、政治的・歴史的作家としても活躍した。

ケストリンの法律著作は法哲学、刑法の一般理論、刑法史、刑事訴訟法に集中していた。これらの特徴は、用語、概念図式、ヘーゲルの哲学体系を引き継ぐことであった。主著：Neue Revision der Grundbegriffe des Kriminalrechts, 1845；System des deutschen Strafrechts, 1855.

- (8) Christiansen : Christiansen, Johann Jakob Christian Friedrich (1809-1854), ロマニスト。1809年3月31日シュレスヴィヒに生まれ、1854年3月19日キールからリュベックへの旅行中に亡くなる。ヘーゲルとニーブールの崇拜者であったクリスチャンセンは、キールとベルリンで法学を学び、1832年キールで法学博士の学位を取得した後、1834年キールでローマ法の教授資格を得る。私講師のクリスチャンセンは「ツンプト」に対する鋭い批判によって注目を浴びるも、彼の学者人生にとって益とはならなかった。彼はヘーゲリアンであり、ヘーゲルの学問像における歴史的構成要素を強調することによって、法律学的ロマニスティクのための実証主義的綱領へと導かれた。彼の考えによれば、「歴史法学派」は、超実証主義的自然法に対する闘争を首尾一貫して充分には遂行しなかった。"Wissenschaft der römischen Rechtsgeschichte im Grundriß" (1838)と "Institutionen des römischen Rechts" (1843)において、彼はローマ法のインスティテューテオーネンの背後にそのラティオ (ratio) を発見しようと努めているが、成果がないわけでもなかった。彼を高く評価していたイェーリングより以前に、すでに彼は「ローマ法の精神」(Geist des römischen Rechts) について語っていた。1843年以降、彼はキール大学の教授であった。現在、彼は歴史法学派の敵対者として関心をもたれている。

- (9) Bucher : Bucher, Karl Franz Ferdinand (1786-1854), ロマニスト。1818年以降、エアランゲンの民法の正教授。既出, No.13・訳注(8), 参照。

- (10) Scheurl : Scheurl, Christoph Gottlieb Adolf Freiherr von (1811-1893), ロマニスト。既出, No.81・訳注(2), とくに No.10・訳注(5), 参照。シヨレルは、エアランゲンで1834年以降まずローマ法の私講師として、1845年以降はローマ法と教会法の正教授として、1881年の定年退職まで活躍している。

- (11) Franz Dorotheus Gerlach und Johann Jakob Bachofen, Die Geschichte der Römer. Erster Band, erste Abtheilung : Aelteste Geschichte bis zur Gründung der Stadt, Basel 1851.

- (12) Romulus と Numa : ロムルス (?-前715) は、ローマの建国者で初代の王 (前753-715) とされる伝説上の人物。ヌマはローマ2代目の王 (前715-673)。伝説によると、サビヌス地方に生まれ、ロムルスの死後、王に選ばれたという。

- (13) Niebuhr : Niebuhr, Barthold Georg (1776-1831), 古代史家。ベルリン大学で1810年の創設以降ローマ史の講座を担当し、1825以降はボン大学でローマ史を担当する。既出, No.103・訳注(7), 参照。

- (14) 原文では Bieberich (ドイツの地名として見当たらない) となっているが、正しくは Bieberach と思われる。Losano 編ではそう表記されている。Bieberach (an der Riß) ならば、Ulmの南方、ミュンヘンの西方向にある、バーデン＝ヴュルテンベルク州内の街である。

15. An K. F. von Gerber.

Gießen, den 2. Dezember 1854⁽¹⁾.

わが最良のゲルバー！

君のこの前の手紙によれば、今ごろ君はシュトゥットガルトにいますことでしょう。そこでこの手紙をそこ宛てに出しても構わないでしょう。君の報告に僕はかなり興味を惹かれました。君にとってアイヒホルン⁽²⁾はなんと都合よく亡くなったことか！ もっと適切な話題を見つけることは君にはできなかつたでしょうに。その話題は他のどこの大学よりもまさにテュービンゲンにとってこそふさわしいものでした。君になら同じ目的のために使うことができるようなまだ存命中の法律家たちは、彼らがいつかは死ぬつもりであるとすれば、その時点の選択において同じ考えをもつだろうことを、僕は君のために望んでいます。サヴィニーにはうまい話だつたでしょうに。ちなみに僕はサヴィニーがメトセラの年齢⁽³⁾になるのを願っています。もちろん学問のためというよりもむしろ彼自身のためです。というのは、学問のためには僕は彼から期待することはほとんどないからです。彼の最近の業績はきわめて見劣りします。〔君の講演に際して僕には、ヴァントシャイトが数日前に法と法学に関する学術講演⁽⁴⁾を送ってくれたことが思い出されます——かなり多くの素晴らしい語法や表象や慣用句、また、いくつかの正しい考え方も見られますが、しかし、その他の点ではたいしたものではありません。その点でベーゼラーは新時代を画する1人の法律家として称賛されます。そのことはまさにとくに君を喜ばせるでしょう！〕

ゲノッセンシャフトに関する君の論文⁽⁵⁾には興味津々でした。対象それ自体にもっとも興味を惹かれます。その対象は他の事物に関する僕の考えに深いかかわりをもっているからです。振替銀行の法律的構成と有価証券に関する2つのゲルマン法的論文⁽⁶⁾を（これまで注目されてこなかつた種類の有価証券として）書こうかと思っています。

4. Dezember.

この前の日曜日に僕はこの手紙を書き始めたのですが、〔10時からお昼になるまで僕には間断なく用事があり、また、お昼には若干の若者たちがわが家を訪ねてきていたし、夕べには2—3の親しくしている家族が訪れたので、その結果、朝の10時から夜の12時まで僕には一瞬たりとも休む時がなかつたのです。〕先週は通してずっとこの手紙に一筆たりとも書き加えることができませんでした。というのは、今学期は講義にかつてないほどの手間暇をかけていること他に、今週は珍しい来訪者もまた幾人かあったからです。たとえば、僕を当てにやってきた遍歴中の芸術家です⁽⁷⁾（イエナから1人の女性ヴァイオリニストのビーアリヒ（Bierlich）が父親と一緒に来訪しました——彼女は、まったく音楽センスなしに巨匠の曲を演奏するという現代の芸当を百回にもわたって演じてきたような、そんな調教された動物のような印象を僕に与えた哀れな人でした）。〔それから、大きなクラブ

二二

ハウスで舞踏会がありました——この2年来において、妻(ちなみに彼女は情熱的な踊り手です)がふたたび参加した最初の舞踏会です——その他に、われらの法律学のサークル、昨晚には1人の同僚のところでお小さな会合がありました。このような雑然としたせわしない状況のせいで、僕の頭の中は今なおまったく混乱したままです。僕はもう数年も前のキールでのそのような生活にいつもいつものようにして持ちこたえることができたのか、今ではもうすでにしてもはや分かりません。今の僕には身体的にも精神的にも、そのような生活は不可能でしょうが。]

なぜ今回は講義が僕をそんなに大変困らせるのか、その理由の1つは、前々からなすべきことをしなかった、かなり多くの怠慢の罪の埋め合わせをしなければならなかったからであり、もう1つの理由は、受講生にレポート作成を課しているからです。パンデクテン(Pandekten)講義の他に、僕はもう1つ〔ローマ市民法大全の〕釈義学(Exegetikum)講義を開講しており、この2つの講義で課題を出しています。それらの添削は僕をかなり悩ませるもので、もし受講生全員がレポートを提出したなら、僕は体を壊してしまうでしょう。パンデクテンでは今25名の受講届出、釈義学では29名の受講届出がありますが、まだ若干名は増える可能性があります⁽⁸⁾。ここにはかつての悪習が残っていて、まだ届出を出していない者がいるからです。パンデクテンの受講生には無料でなお特別の時間を補習目的のために設けており、そして、この補習を実りあるものにするために、レポート作成のための課題を出しています——週におよそ4ないし6問——ですから、僕がそのせいで抱え込んだ重荷が決して心地よい義務(onus)などではないことは分かってもらえると思います。しかし、僕のパンデクテンの受講生はとても勤勉で、また熱心なので、もっとそれ以上のことをしなければ、という気持ちになっているのです。そして今では、2つの学期中に、在学年限の終了時に生まれる、ほとんどの法律卒業試験受験者以上に優秀なロマニステンを育てることができないかどうか、1度試してみたいと思っています。釈義学は私講義でもあり、そこで学期初めにすでにその講義のことを予告しておいたのです。というのは、申込みのあった届出数が12名ないし14名というのでは、その講義の特別目的のためには不十分だと思われたからです。後になってから、それも聴講するつもりであったという者が何人かやって来ました——(僕はまさにはじめから推定受講者数をおよそ25名と踏んでいたし、さらにかなりの数の者が来るだろうということも分かっていました、しかし、定められた期限内に申告する学生たちにはともかく講義をするつもりでおりました)——そこでその講義を開講する気にさせられたのです。受講生には自ら翻訳させており、一部は口頭で、一部は書面でやらせています〔(一昨日には夜に入るまで17名のレポート添削をしました、印刷全紙1枚分以上です)〕。僕の受講生たちは今では順調に進んでいます。以前はローマ法大全(corpus juris)を手にした学生は例外的な存在でしたが、今では持っているのが通例であり、20ないし30冊のローマ法大全を目の前で見るということは実に喜ばしい光景です。——古本屋よ、僕に感謝せよ！ 口頭での釈義学講義を、僕は復習および法律的素養を育成するための機会として利用しています。そこでは絶え間ない質問と応答とが行なわれています。

この冬は学生たちのためだけに生きるつもりなので、僕は念のため、さらに次のことも行なってきました。つまり、パンデクテン復習授業と釈義学講義のために僕から奪われる午後の3日間の他に、さらに4つ目の午後に犠牲に供したのです。すなわち、僕の受講生の中でより優秀でより有能な学生たちを土曜日の午後にもお茶に招待したのです。やってくる学生数は多くはない（1回の午後におよそ6名ないし8名）にしても、その午後は失われてしまいますし、また、会話による疲労は、僕には決して小さいものではありません。こうして僕自身のために残る午後は、週のうちたったの2日だけになります。10時までの朝の時間は講義準備のために必要としており、10時から12時半までパンデクテンを読んでいます——本来の学問研究のための時間はしたがって余り多くは残っていません。とくに、夜の時間（その時間帯に、僕はまるまる1時間読んでいるのですが）は、もうすでに2時間半もパンデクテンを読んできた者にとっては二重に体にとって毒であることに、君が思いを馳せてくれるならば、〔時間の少なさは〕お分かりと思います。僕はそのような生活を長くは続けたくありません——一体どこに自分自身の生産物が残るというのか？——しかし、この冬は全き教師であることに頭を集中させたのであり、この意図が実現された暁にもたらされるだろう成果は、僕が払った犠牲を癒してくれるはずです。

以上でもって、この冬の計画を君にお知らせしました。君はそこから、僕が本を継続させる見込みはこの学期にはきわめて小さいと結論され、したがって、君自身は少なくともその計画の変更を望まれるでしょう。君は以前、僕に対してその本をしばらくそのまま寝かしておくよう勧告すらされたことがあったのですから。ちなみに僕は、この休息は僕を大いに元気にするものと感じています——他方で、自分自身の生産的な仕事に対する大きな渴望が僕の中に湧き起こることは稀ではありませんし、また、第2巻・第2部にとって間近に迫っている——僕は次のように言っていると思います——素晴らしい、かつ、豊かな収穫物を畑に放置しておくことは、僕にはある種の克己が必要となりますが。もしも君が2ヵ月のあいだ君の精神の迅速性と君の形式の軽快性を僕に貸してくれるなら——第2部は仕上がっていることでしょうに——。欠けているのは編集の力だけです、また、しばしば最後の磨き上げだけです。

ここ数日に僕の本〔=『ローマ法の精神』第2巻・第1部、1854年〕に関する最初の評価を受け取りました。今回もまたディルクセンでした。彼はまずは自分の意見を述べるのです、つまりは最初の時とほぼ同じやり方です。彼が何を望んでいるのかが僕にはよくわかりませんが、しかし、多くのことが僕には明らかになっていたので、今回もまた、僕が取ってきた道を誤っていると彼が見なしていることを受け入れはしませんでした。僕は今回、古い頭の持ち主たちをも少なくとも部分的にでも満足させられるとすれば、それは奇跡だと思っていました——しかし、そんなことは起こりません！ 幸いなるかな、僕は彼らの賛同を得ることを目標としてはいませんでした。僕がもし手に入れようと苦労するとすれば、それは嘘偽りのない報酬でしょうが！——本の発送はなおしばらく先へ延びてしまいました、今ごろは君の手の中にあるだろうと思っていたのですが。

休暇の終わりに僕はいくつかの教義学的論文の草稿と取り組んでいました（その中に上

記の2つの論文も含まれています), そして、それらをゆっくりと時間をかけて仕上げたなら、僕は本当に満足したことでしょうが。しかし、さしあたりその可能性は皆無であると見ています。有価証券は僕に最大の興味関心を惹き起こしました。つまり、僕は、諸関係の教義学的構成を度外視すれば、われわれの生活を取り巻く多くの種類のものに注意を向けるつもりでした(たとえば、劇場入場券、鉄道乗車券等々)。後者の関連では、テールが彼の『商法』⁽⁹⁾の最新版の中で僕に先んじて論じています。僕はこの本を読むことにとっても興味津々であり、製本業者から手に入れたらすぐに読み始めるつもりです。その他にもう1冊、僕が同様に最大級の関心と熱意をもって検討するつもりの本が出ました——ゲッティンゲンのモムゼンの利益論⁽¹⁰⁾です——。僕はその本から多くのことが得られるものと確信しています。その著者はシュレスヴィヒの元の上級裁判所判事であり、一定期間のあいだずっと司法大臣さえも務め、最も堅実でシャープで知識豊富な法律家の1人として全国で知られた人だからです。法学にとってはとても有能な人物を手に入れたわけです。

わが家は最良の状態にあります。[妻はますます太ってきており、まもなく完全に元に戻るでしょう。子どもたちは際立って成長しています。その他、]すべてがふだん通りに進んでいます。そして、われわれ2人がともに親密な友人関係にあるヴァイオリニストのグロミー(Gulomy)がこの地に居ることのみが、変わりのないわが家の生活に大きな変化をもたらしました。もしも彼がシュトゥットガルトに行くことになったなら、彼のコンサートに行くことだけでなく、彼と個人的におつき合いすることもまたお勧めします。彼はとても繊細で、教養もあり、まったくもって思慮深い人であり、われわれの愛すべき家族ぐるみの友人の1人であるためには、ヴァイオリンを演奏することなどは必要なかったからです。ここでは、キールと同じように、彼は1日中わが家にいました。ここで彼と過ごした時間——それは、君の来訪以来われわれが過ごした、もっとも素敵な時間でした。

続きはまた今度に。今回はとりあえずこれで満足してくれ給え。妻と僕とから、君の尊敬する奥方と君とに心からのご挨拶とともに、

君の忠実なる

R. イェーリング

[Gießen, 4. December 1854]

[訳注]

- (1) この手紙の日付けは、Losano 編・No.39によると、まず Gießen, 26. November-4. December 1854 となっており、冒頭部分には 26. November, 続いて 2. December (「この前の日曜日に僕はこの手紙を書き始めたのだが」から始まる段落の右上部分にある日付け)、最後の署名の次の行に Gießen, 4. December 1854 との記載がある。本文中には、1週間にわたる手紙執筆の中断があったとの記述があるゆえ、書き初めは11月26日が妥当と思われる。
- (2) C. F. アイヒホルン (Carl Friedrich Eichhorn, 1781-1854) は、1854年7月4日にケルンで亡くなっている。ただし、残念ながら、ゲルバーの当該の手紙はなく、この前後の文意ははっきりとは汲み取れない。
- (3) メトセラの年齢 (Methusalems Alter) = 旧約聖書において、ノアと大洪水以前の祖先の1人。969年間生きたという。サヴィニーは1779年2月21日に生まれ、1861年10月25日に逝去する(82歳)。これに続く文面からは、イェーリングのサヴィニーに対する辛辣な皮肉がうかがえる。

- (4) Bernhard Windscheid, *Recht und Rechtswissenschaft. Eine Universitäts-Festrede*, Greifswald 1854.
- (5) Gerber, *Bemerkungen zur Beurteilung genossenschaftlicher Verhältnisse* は、1855年に発表されている。
- (6) この論文は見つかっていない。おそらく、イエーリングはそれらを書くつもりではあったが、実際には実行に移さなかったのであろう。
- (7) 原著では、"Gesellschaften und eine reisende Künstler, die an mich adressiert waren (so z. B. eine Violinistin Bierlich…)" となっているが、Losano 編では、"so zB reisende Künstler, die an mich adressirt waren (eine Violinistin Bierlich…)" となっており、ここでは文意から Losano 編に従った。
- (8) ちなみに当時のギーゼン大学の学生数として、1854・55年の冬学期には、法学部登録学生数105名(学生総数378名)であった。
- (9) Heinrich Thöl, *Das Handelsrecht. Erster Band, 3. vermehrte Auflage*, Göttingen 1854.
- (10) Mommsen, Friedrich (1818-1892), 裁判官・パンデクティスト。歴史家 Theodor Mommsen とは無縁である。イエーリングと生没年が同じであり、生まれ故郷も互いに近く、まったく同年齢・同時代の人である。福音ルター派の役員会会長であり、キール大学の事務総長であったモムゼンは、1818年1月3日に商人の息子としてフレンスブルクに生まれ、1892年2月1日にローマで永眠し、2月11日には故郷の町キールに埋葬される。モムゼンは1836年オースターまで故郷のギムナジウムに通った後、次いでキール、ベルリン、ミュンヘンで法学を学ぶ。1841年の春、国家試験に最優秀の成績で合格し、シュレスヴィヒの上級裁判所に司法官試補として採用され、1848年1月29日には判事に任命される。1848年10月司法省の臨時の長官に招聘され、同時に、キールにあるシュレスヴィヒ-ホルシュタイン・ラント議会に所属し、最後にはその副議長となる。革命的な動きに対して、保守党に与するモムゼンは、一貫して法を基礎にしていた。しかし、戦争終結後、1851年5月10日に、彼はデンマーク政府から特赦を拒否された。その結果、モムゼンは公職を失い、祖国から離れて新しく生活を始めることを余儀なくされた。彼は学者の道に入るべく、ゲッティンゲンに赴き、1852年ここで法学の学位を取得し、翌年には教授資格を獲得し、法学部の私講師となった。早くも1854年には員外教授に、1859年には正教授に任命された。彼の著作 "Beiträge zum Obligationenrecht" (Abth. 1-3, Braunschweig 1853-55) は、一般的に広く受け入れられ、実務にも長く影響を与えた。"Erörterungen aus dem Obligationenrecht" (Heft 1, 1859, Heft 2, 1879) は、豊富なカズイスティッシュな細目と提起された問に対する明解で正確で確定的な回答を特徴とする。"Entwurf eines deutschen Reichsgesetzes über das Erbrecht nebst Motiven" (Braunschweig 1876) は、ベルリンの法律協会から賞を授与され、民法の法典編纂に多大な貢献をしている。

1864年シュレスヴィヒ-ホルシュタインの新時代の幕開きとなった時、モムゼンは故郷に戻り、フレンスブルクのシュレスヴィヒ控訴裁判所の判事となり、1867年9月1日にはそこから上級控訴裁判所判事としてベルリンに招聘された。しかし、数ヵ月後の1868年2月にはふたたび故郷に帰り、キールにある新設の福音ルター派役員会の長となっている。この職は彼の精神や魂にまったく相応したものだ。故郷の教会の組織替えに取り組みなど、彼はシュレスヴィヒ-ホルシュタインのラント教会の発展に大きく寄与した。1876年10月25日には、キールの神学部から名誉神学博士号 (Dr. theol. honoris causa) の栄誉を授与されている。

1879年にはキール大学の事務総長に就任することによって、また新たな仕事の分野を切り開いている。モムゼンがその職務についていた11年間に、キール大学は、諸々の研究施設や研究所の新設などにより飛躍的な発展を遂げた。1884年以降、プロイセンの枢密顧問官になっており、1891年に彼は公職から退いた。若い時にイタリアに長期旅行をした経験をもつ彼は、その良き思い出をふたたび、とイタリア旅行に出かけたが、ローマで病に倒れ、1892年2月1日に亡くなっている。

本文中で言及されている著作は、Beiträge zum Obligationenrecht, 3 Abtheilungen, Braunsch-

17 イェーリング書簡集(7) (ギーセン時代：1852-68年②)

eig 1853-1855. — 1. Abt. : Die Unmöglichkeit der Leistung in ihrem Einfluß auf obligatorische Verhältnisse, — 2. Abt. : Zur Lehre von dem Interesse, — 3. Abt. : Die Lehre von der Mora nebst Beiträgen zur Lehre von der Culpa である。

16. An K. F. von Gerber.

Gießen, den 2. Januar 1855.

最良のゲルバー

これに同封して君の論文⁽¹⁾を返却します。その論文は〔手紙の返事を書くようにという〕勧告の働きをしました。もしそうでなかったなら、もうしばらくの間返事が届くのを待たせたことでしょうか。というのは、僕はとても多くの他の人に対しても手紙の借りを返さなければならず、その中には、もうとても長い間放っておいた何通かの手紙があるからです。しかし、君の論文を送付することは、僕には新年の挨拶であるように思われましたし、返事をしないままにしておきたくはなかったのです。余計なことですが、論文そのものについてコメントしますと、その論文はまったく僕の感覚でもって書かれています。つまり、そこには、僕が講義の中で語ったのとほぼ同じ言葉で述べられている所見がいくつも見られるからです。とりわけ、法人の構造における法律的要素と事実上の（倫理的、社会的等々の）目的との関係についてです。僕はその関係を受講生たちに対して、次のようなやり方で具体的に説明しました。つまり、彼らに対し、様々な法人の比較、たとえば聖書協会を商事会社と比較することで、それら法人の純粋に法律的な内容がいかにか相異なっているかを指摘しました。たとえば、前者では、その関係から見て法律的な要素が（主要目的に比して）いかに最小限に限定されているかを、後者では、法律的な要素がその目的といかにほぼ一致しているかを指摘したのです。様々な機関において、法律的な要素がどのくらいのパーセンテージを占めているかに注目するのは、僕好みの考え方です。婚姻、父権等々において、僕は同じくその点を強調していますが、しかし、自分に対しても君に対しても、婚姻をただ単に、法的効果が結び付いている事実関係であると呼んでいるわけではありません。——その点は僕にはやり過ぎていたように思われます。僕は今日という日をもってその完成を目指して始めたのですが、その〔法律的〕技術論⁽²⁾においては、君が自分の研究の中で適用しているのと同じ命題もまた述べられ、説明を加えられているのを見出すでしょう。すなわち、自然に見れば1つの機関と見られるものは、法律的には多様な個々の法律的な（かつ、倫理的等々でもある）諸関係として把握されるべきであるという命題です。君の事例は、僕にはすでに周知のものですが、まさに正鵠を射ています。——僕が君の著述活動を長きにわたって追いかければ追いかけるほど、それだけ一層僕には次のことが良く分かります。つまり、僕の法律的技術の諸法則が、良き法律家各人がするように、君によって無意識に適用されるだけでなく、意識的に把握されていることが分かるのです。そして、僕の技術論の公表について、僕にはもうこれ以上は待てません——君が必ずしもすべてを僕より先取りする運命にないのであればですが。僕の命題の相当数のものについて、僕は生きた例証として君を挙げることができるでしょう、そして、われわれの関係を知っている読者によってこのことが誤解される可能性がないのであれば、僕はそうするでしょう。しかし、ある点においては、君の功績はいずれにせよしかるべく評

価されるべきです。—— 僕の技術論に関する章が、作品全体において最も重要な章となる
 だろうことは、僕が以前すでに君に話したように、その章が長くなればなるほど、それだ
 け一層より明確になります。僕自身は、その章を、法律学に自らが何者であるかを自覚さ
 せる初めての試みであると見ています。そして、他のすべてのことが僕によって忘れ去ら
 れ、取り除かれてしまう運命にあるとしても、僕がここで与えるものを法律学が完全に己
 のものにしてしまうまでは、この章は僕の名前を少なくとも保持していなければならない
 と思っています。〔法律学が僕の技術論を己のものにした〕そのときには、僕を乗り越え、
 また、何かもっと良いものによって僕の最初の試みを忘却の彼方に追いやることは難しい
 ことではないでしょう。今はしばらく前から、古い考え方や新しい考え方の点で、また素
 材の点で余りに多種多様である諸々の論文のことで頭の中がとても混乱していますので、
 極力われわれの法律雑誌⁽³⁾の編集計画を実現させることに頭を使おうと思っています。今
 年は、3ないし4編の論文といくつかの小編を出せるでしょう。君にその気があるのなら、
 僕の方は準備ができています。次々と他人に先を越されることに、僕はもうこれ以上我慢
 できません。つい最近出版された諸著作においても、僕自身の考え方を想起させる相当数
 のもの（とそれ以上のもの）を見つけましたので、僕はもはや自分を抑えておくことがで
 きません。その際、僕は『精神』から目を離すつもりはありませんから、馬車馬のごとく
 働くべきではないですか。したがって、君に準備ができていられるなら、われわれは次の夏に
 向けて第1号を完成させましょう。タイトルはお任せします（たとえば、『現代ローマ私
 法・ドイツ私法雑誌』(Zeitschrift für das heutige römische und deutsche Privatrecht)で
 はどうですか？ あるいは、君がそれ以外で望むものに)。出版はおそらくヘルテルが引き
 受けてくれます、僕は以前にすでに彼と話したことがありますから⁽⁴⁾。僕はとにかく文献
 を読むことに従事していますので、テールの『商法』⁽⁵⁾を読んだことを君に伝えておきたい
 と思います。有価証券に関する論文は、若干の卓越した注釈を除いて、まったく書かれて
 いないと僕は思っています。ローマ法を前にして新たな法形成に譲歩をしないためだけ
 にとは、何という不幸で絶望的な言い回しであることか。このような真にローマ法中心主
 義の抵抗力が苦々しくもローマ法に対して仇となったのだ！—— 利益に関するモムゼン⁽⁶⁾
 の著作は、部分的にはかなり成功していますが、しかし、彼は余りにも強く1つの偏見に
 陥りすぎています——僕はずっと以前にその偏見から自由になりました(僕は利益論につ
 いての素材と大綱とに数年来手をつけずにきました。単に『精神』がその事案を発表する
 妨げとなったにすぎません)。すなわち、因果関係は十分にあるということ——ローマ法
 がたしかに明白には排除していませんが、しかし、最も不合理な結論へとつながる1つの
 誤謬です。

一五

今ようやくして新年のご挨拶を申し上げます。新年が1点の曇りもない幸福を君にも
 たらし、その幸福に君が包まれますように。自分の幸福が家や家族や書齋以外の場には求
 められないことは君の身についていることです。したがって、外の世界が君にこの点でほ
 とんど何も提供しない場合でも、それでもって君を不幸にすることはないでしょう。君の
 幸福の星が、不快で騒々しい身分制議会から1日も早く静かで平穏な書齋へと君を連れ戻

しますように⁽⁷⁾、そうして、君がその書齋で創作の喜びに満足感を得られますように。君が目下のところ従事している仕事は、そのような満足感を君に与え得ないものだからです——君が先日の講演で引き起こした、そして、その知らせを「アウグスブルク新聞」(die Augsburger Zeitung) が僕のところにも届けてくれたセンセーションにも拘わらず。

僕ならびに僕の家族にとってはすべてが望み通りに進んでいます。最近、大学教師および著述家としての僕の活動に対して、かなり多くの賞賛が寄せられました。僕のパンデクテン講義の受講者数は依然として増加しています。今までに30名の届け出があった積義学の受講生はとても熱心に授業に出てきておりますし、また、僕が引き受けた仕事に対して受講生たちが拍手を送ってくれることで、僕は報酬を得る以上に報いられています。僕の『精神』については、ディルクセンの最初の評価⁽⁸⁾とは異なる評価もまた舞い込んできました。そのディルクセンの評価については、その奇妙さのゆえにとにかく君に報告するつもりです。一方、僕は目の前で受ける拍手に喜びを感じていますが、その喜び以外に、その同じ拍手には、実際的により有利な、かつ、より重要な次のような利点があります。つまり、その拍手は、新年の仕事に対して新たな勇気を僕に与えてくれるからです——諸々の講義ならびに著述活動に対してです。僕はとても力づけられたと感じており、このような気分の下でなら、何かまともなことが成し遂げられるのではないかと思っています。今回はここまで。妻ならびに僕から、君および君のご家族に、心からのご挨拶と新年のお慶びを申し上げます。

草々

君の

R. イェーリング

〔訳注〕

- (1) おそらく、Betrachtungen über das Güterrecht der Ehegatten nach deutschem Rechte, in : Jahrbücher für die Dogmatik des heutigen römischen und deutschen Privatrechts, 1, 1857, S. 239-272.
- (2) Die juristische Technik des älteren Rechts, in : Geist des römischen Rechts, Bd. 2, 2. Abt., 1858.
- (3) 言うまでもなく、1857年に第1巻が発行される、上記・訳注(1)に記載の法律雑誌のことを指している。
- (4) イェーリングの『ローマ法の精神』を出版している、ライプツィヒのヘルテル (Härtel) を指しているが、ゲルバーとの2人の雑誌は実際には、イエナのフリードリヒ・マウケ (Friedrich Mauke) によって出版された。
- (5) 前出, No.15・訳注(9), 参照。
- (6) 前出, No.15・訳注(10), 参照。
- (7) ゲルバーは、1855年1月にテュービンゲン大学の事務総長 (Kanzler) に任命されるとともに、大学における政府の全権代表となり、同時にヴェルテンベルク・ラント議会の議席を与えられることになった。
- (8) ディルクセンの評価については、No.7, および、訳注(5), 参照。

17. An K. F. von Gerber.

Gießen, den 4. Februar 1855.

わが最良のゲルバー！

君の真面目・「督促者」君⁽¹⁾は、今、君が目にしてるように、効果をあげています。すなわち、僕はそれを受け取るや否や、そうこうするうちに2倍にまで膨れ上がった負債を返済するために、直ちに椅子に腰を下ろしたからです——少なくともその1部を返済するにすぎません。というのは、僕は喜んで告白しますが、君には借りが残ったままだからです。とはいえ、君は僕の沈黙の理由を必ずしもすべて推定できたわけではありませんでした。君は豊かで効果的な活動についての話をしています。しかし、先週の仕事をそのように呼ぶことができるなら、僕はとても幸福だったことでしょうし、また、君はもうとっくに手紙を受け取っていたことでしょうに。

〔というのは、その仕事が順調に進んでいるなら、手紙を書くことも簡単ですし、手紙を書く気にならないということもないからです。しかし、状況はその正反対でした。先週の僕はまたしても鉛板ぶきの屋根に脳を覆われていました——おそらく寒さと大雪のせいで、散歩ができなかったことがその原因です——そして、そのような状況では僕には何かを産み出すことはできません——1通の手紙さえも書けないのです。最近、1通の手紙を書き始めて、2、3日後にその冒頭部分にざっと目を通したとき、またしても破棄しなければなりません。とてもごつごつして、堅苦しい文面だったからです。そのような時に僕を書く文章は、どれもぎこちないものになります。僕が手をつけるものはすべてその姿を変えてしまいます、ミダス王の場合のように金や鉛に変わるではありません。そして、そのような時には、ほんのちょっとした些細なことでさえも、せっぱつまって筆を投げ出さなければならないような羽目に僕は陥ってしまうのです。その場合、僕が不機嫌な気分からまったく抜け出せないという理由だけからでも、そうなってしまいます。君に対してなら、そのような気分の中でも手紙を書いても許されるでしょう。しかし、手紙を書こうという気持ちがそもそも起こらなかったのです。そのことで、君が僕に対して感情を害されることはないでしょう。君の手紙によって、僕は今、無気力状態からはっと目覚めさせられました。最近4週間の怠慢の罪を埋め合わせるために、すべきことが僕にはたくさんあります。僕のリストには12名の名前が載っています（プレスラウ、ボン、エアランゲン、ダルムシュタット、プラハ、キール、ミラノ等々に住んでいる人たちです）、そして、そのうちの若干のものは、僕にとってかなり長文の手紙となります。たとえば、昨年末に翻訳の残りを——ドイツの法律学に関する数々の疑問とともに——送ってくれたミラノ在住の僕の翻訳者⁽²⁾宛ての手紙のように。

君の2通の手紙はかなりの数の問題点について意見を述べるよう僕を促していますが、僕にはどこから始め、どこで終わればいいのか本当に分かり兼ねます。真っ先に、君のご家族の幸福に影がさしたことについて、心から遺憾の意を申し上げたいと思います！

君の奥方には心から深い同情の念を申し上げます。歯の痛みがどれほどの意味をもっているかは、自分の経験からよく知っています。でも、これまで僕はそれ以上の苦痛を与える苦悩を経験するに至ったことはありませんでした。君の小さな総領息子が出会った事故が、君が心配しているほど、それほど重大なことにはならないようにと願っています。子どもたちには守護神の天使がついています、そして、最悪の場合でも、きゃしゃでしなやかな骨は早急にふたたびうまくつながり合います。しかし、いずれにせよ、それは、家族の幸福を一時期完全に中断させるに足る事故であることに変わりはありません。ですから、君たち、お2人には本当に心からのお悔やみを申し上げます。君の次回の手紙で、2人の患者さんの様子がどうなったか、教えてください。残念ながら、僕の方は妻について何ら喜ばしいことはお伝えできません。12月には、彼女の以前の病気の後遺症はすべて完治したものだと思っていました。しかしながら、彼女がクリスマスの頃、かなり多くの婦人たちが新年に体調不良になる周知の原因——クリスマスの準備に追われること——によって体を壊してしまったのかどうか、要するに、彼女はまたしてもかなり病弱に、また、とても神経質になっており、とりわけ、彼女には本当に健康であることの第1条件が欠けているのです——つまり、静かに眠ることができません。夏が来る前までは、彼女の状態は決して変わらないのではないかと心配しています。医者も薬剤師もそのような苦しみにはなす術がありません。ただ夏の風と散歩と海水浴が、ここでは多少の成果を挙げることができるだけです。この災厄の状態がやがて治まってくれるならば、神に感謝を捧げるつもりです。そのときまで、この状態が続くことの覚悟はできています。——子供たちについては、幸いにも報告すべき出来事は何も起こっていません。子どもたちは変わりなくとても健康であることを謳歌しており、この冬を通じて咳込みや鼻カゼなどの軽い症状も起こしませんでした。彼らは極寒の下でも毎日新鮮な空気に触れていたにもかかわらずです、いや、おそらくはそうであったがゆえに健康だったのです。——さて、順序立てて僕の報告を続けるために、自分のことに関してなお次のことを付言したいと思います。すなわち、たとえきちんと産み出せなかったにしても、自分の力をできる限り発揮しようと努力したことです、1部は新刊書の読書を通じて、1部は僕の講義のために努力しました。すでに以前に君に書き送ったように、後者の講義に関して、僕は今回幸運でした。つまり、パンデクテンに30名、積義学に31名いる僕の受講生たちは一般的に勤勉であり、僕は彼らの様子から、事案は彼らの興味関心を引いていること、また、僕が彼らに気に入られていることが読み取れるからです。それゆえ、このゼメスターは文筆業の点では僕にとってきわめて不作な学期であったとしても、しかしながら、大学教師としての僕はそれなりに役に立ったと思っています、そして、そのことは少なくとも1つの慰めとなります。新刊書については、なお書く余地が残れば、後で触れます。——僕たちの当地での社交関係は、普段通りの退屈な調子で行なわれており、また、僕の変わりばえのしない家庭生活が、それによって乱されることは減多にありません。ドイラー⁽³⁾とヴァッサーシュレーベン⁽⁴⁾とは、わずかにきわめて表面的な付き合いをしているにすぎません。もちろん、それは僕の自由になることではありませんが、あるいは、考えようによっては、僕次第でもあるので

す。というのは、僕が彼らの遊び仲間に加わるのを止めて以来、彼らにとって僕は役立たずとなったからです。僕が法学部の同僚のうちでしばしば会っているのは、ジーゲル⁽⁵⁾ 唯一人です。日曜日に僕の家でトリオが開けないとき、その代わりに僕は彼を招きます、そして、われわれは無邪気なトランプ遊びのポストンをするので、しばしば時間が早く過ぎ去るのを感じています。そのトランプ遊びには、僕の妻と、時として妻の当地での女友達の1人が参加します。ジーゲルがいつの日かギーゼンを去るなら、僕は他の同僚たち皆がここから立ち去った場合よりもずっと喪失の寂しさを味わうことでしょう。彼はこの冬ザクセンシュピーゲルについての注釈学の講義を行ない、それには約30名の受講生が出ていました。家以外の場所で僕に最大の喜びをもたらしてくれる法律学の小グループについては、思うに、誰がこれに参加しているかを君に報告しなければなりません。理論家のうちではドイラーとジーゲルとザントハース⁽⁶⁾、それから実務家たちが8-9名です。その実務家たちは、理論に対する大きな関心と尊敬の念をもっており、また、一部の者は優秀な法的教養を備えているのが分かっています。同僚の間で法律家としてほとんど尊敬されていない、また、彼の決まり文句ばかりの、内容に乏しい本によって一般読者の間でも高い声望を手に入れるのが難しいネルナー氏⁽⁷⁾ は、幸いにもこの中には入っていません。——もちろんきわめてかすかなものであったけれど、ある期間ウィーンへの招聘の希望を抱いて過ごしていたということを、しばらくすれば僕は忘れるでしょう⁽⁸⁾。ショイルル⁽⁹⁾ はそれを提議していましたが、しかし、僕は、ヴェヒター⁽¹⁰⁾ が断った後、僕には何も言っていないまま、かなりの長い時が流れたことをすぐに考え込んでしまいました——僕はそこから、他の人との交渉が宙ずりになっているに違いないと結論づけました。——実際、後になってから、それが正しかったとの確証も得られました。ちなみに、アルンツ⁽¹¹⁾ を選り取ったことはまったく適切だったと僕は思いますし、また、その採用は彼の側から見てもきわめて納得のいくものです。僕でもまた受諾したことでしょ。万一ミュンヘンへの招聘状が僕に届くにしても、僕はそれを——われわれの間では——決して受け入れないでしょう。僕がここで得ている収入の2倍を出すとされた場合でさえも、受諾することはありません。僕は、いかなる学問も繁栄することのないビール環境にも耐えられませんし、バイエルンのすべての官吏に憲法上あてがわれている不安定な地位にも耐えられないからです——そして、すべての特別な事情をまったく度外視しても、僕にとってバイエルン族およびバイエルン族の本性は心の底からいとわしいものなのです。一方、ドルパート⁽¹²⁾ にもミュンヘンにも同じく喜んで行ったことがあります。しかし、これについては口外無用！ バイエルン人にひじ鉄をくらわすことができるとすれば、僕の気持ちはそれにそえられるでしょうに。誰が最終的にそこに行くのか、僕はとても好奇心をそられています。でも誰がそこに行こうと、僕としてはそれをうらやむことはありません。さて、君の最初の手紙に戻ります。]

僕の本に言及しているショイルルの手紙からの1節を報告してくれたことを、僕は非常に喜んでます。ショイルルがそこで下している評価が、僕の最も大胆な期待をはるかに上回るものであったという理由からばかりでなく、とりわけ、君がいかに僕を喜ばせたい

と思っているかが、そこから僕には分かるからでもあります。それは、僕がすでにしばしば気づいていた君の性格の1つの特徴ですし、また、そこからの印象を僕が受けないことは決してなかった特徴でもあります。ちなみにシヨイルルはすでに僕に手紙を書いてきています。そして、そのように僕を喜ばせてくれた手紙は彼の手紙の他にはなかった、と言っても過言ではありません。僕がなぜ彼の同意と是認をととも重要視しているのか、その理由を君はご存知だし、また、正しい観点を自ら述べてくれました。今では君の伝えるところによれば、ヴェヒターもまた第2巻について好意的な意見を表明したということです。もし彼が僕の本に関して最近になってほんの少しばかりではあるが、気持ちを変えたとなれば、僕にはもうそれで十分です。というのは、第1巻には彼はまったく満足していなかったからです（僕もまたそれとは違うことを期待してはおりませんでした）。しかし、〔第2巻〕第2部のいくつかの箇所によって彼がもっと完璧に味方になることを願っていました。ですから、回心した1人の罪びとに対しては、99人の正しい人に対する以上の喜びを僕も感じることでしょ！

君の新版⁽¹³⁾については、その喜ばしい成功をお祈りいたします。君が敵対者に対して寛大な態度を取らないだろうことは、僕には前々から分かっています。そうしないことについては何の理由もないでしょうから。ヴァルター氏⁽¹⁴⁾は、僕が耳にする限りでは、無遠慮につっけんどんにふるまったという評価がされてまったく当然です。その振る舞いには、ブラッケンヘフト⁽¹⁵⁾のような愚か者とはまた違ったレッテルが張られなければなりません。ブラッケンヘフトは、ヴァルターについてもまた、『ハイデルベルク年報』⁽¹⁶⁾においてまたしても意見を述べたのですから。ついでながら、僕はまたもゲルマン法上の発見をしました。それをわれわれの雑誌の第1号に載せる予定ですが、それが真理であることを僕は全面的に確信しています。僕はその発見を君に検証してもらい、もし君が望むなら、君の利用に供します。君ならすぐにでも僕の論文⁽¹⁷⁾を参照すべく指示できます。商品に対する所有権の移転を送り状の譲渡によって法律的に正当化するという、これまでのすべての試みは、僕の見解によれば、根拠薄弱です（……ミュンヘンの雑誌に掲載の最新論文⁽¹⁸⁾は、実際のところ論評する価値もありませんし、また、編集者はそのようなぞんざいな仕事をどのようにして受け入れることができたのか、理解できません）。あの試みはすべて必然的に失敗せざるを得なかったのです。なぜなら、商品に対する占有権および所有権の移転をとともかくも想定するならば、これをローマ法の諸原則と一致させることができないからです。どうひねくってみても、一致させることはできません。しかし、あの想定は決して必要なものではないのです。まったく正常なやり方で目標に到達する他の道があるからです。所有者が所有権を他の人に譲渡したい、あるいは、譲渡すべきであるという状況において、しかしながら彼に占有が欠如しているがゆえに、それを不可能なことにしないために、ローマ法は所有物返還請求訴権（rei vindicatio）の譲渡という道を取っているからです。

数年来、僕は受講生たちに対して、この手段が伝統に対する代償物として有用性があることに目を向けさせてきました（……僕はとりわけ、全財産を換金せざるを得ない突然の

9 イェーリング書簡集(7) (ギーゼン時代：1852-68年②)

逐電のケース、つまり、そのうちの個々の部分が他人の占有にある財産のケースに行き着きました)、そして、僕はすでに「所有物返還請求訴権の譲渡、ならびに、所有権譲渡の代償物およびそれを達成するための手段としての所有物返還請求訴権に準ずる訴権について」⁽¹⁹⁾ というテーマを、われわれの雑誌のためにずっと前に取っておいたのですが、しかし、そこから(これによれば、したがって所有物返還請求訴権 (rei vindicatio) の譲渡状として解釈されるべき) 送り状に適用することを忘れてしていました。というのは、最近になってからあの惨めな論文を読んだ際に、僕は自分の見解によれば、それを法律的に構成するための唯一正しい手段を数年前から手にしていた——それを予感することなく——という記憶が戻ってくるまで、その状況それ自体が僕には疎遠になっていたからです。僕は、この点で自分が間違っているはずだとはいくらも考えることができませんが、君の意見を聞かせて下さい。

さて、われわれの雑誌についてです。僕は、君がこの提案を取り上げ、すでに少しばかり目論んでいることをとても喜んでます。僕にも多くの素材があります。来る秋以前には、確かにもちろん何も起こらないでしょうが、しかし、それから先、事態は動き出すと僕は思っています。僕は近いうちにヘルテル⁽²⁰⁾ に手紙を書くつもりです。その子供 [= 彼らの産み出す『雑誌』の謂い] が担うべき名前について君は積極的にどう考えておられますか? 『現代ドイツ法・ローマ法雑誌』(Zeitschrift für deutsches und römisches Recht der Gegenwart) はいかが? 君がシヨイルルに対してはまだ何も約束をしていないのであれば、われわれ2人だけで編集に当たろうと僕は思っています。初めのうちはわれわれが2人だけの共同編集者であるならば、それもまた正しいだろうと僕は思います。つまり、雑誌の傾向がこれから決定され得るまで、その限りでの話です。そうでなければ、われわれにとって都合の悪い論文が初めのうちはわれわれのもとに届くからです。一般的に思っているのですが、共同編集者はできる限り少数者である方が後になっても望ましいと思います。われわれ自らが犬馬の労を取るにつき、われわれには十分なる力があります。しかし、君がシヨイルルに対し何か約束をしているならば、われわれは彼を誘わなければならないことは、おのずから明らかです。その場合には、僕はテールにも同じことをしなければなりません。

九 ミュンヘン雑誌の最新号⁽²¹⁾ はとても不出来なものです。マウラー氏⁽²²⁾ は、君が本来的に何を望んでいたのか、それをまったく理解しておりません。そして、敬称なしでクンツェ⁽²³⁾ は、レンツ⁽²⁴⁾ や自分と違って、僕がやみくもに法律構成を行なったという非難さえもそこから引き出しています。僕はその点ではもうすでに十分に行なったのに、と思っておりましたが、兩人にとっては相変わらず十分ではなかったようです。あの2人には静かに好きなようにさせておきましょう。彼らは確かに大口をもっていますが、その歯の切れ味はよくありません。

国王が君の称号から「副」の字を取り去ったこと⁽²⁵⁾ を、とても喜ばしく思っています。

そのことが称号変更以外の何物でもないことは承知しておりますが、その付加部分が無くなることは僕には好ましいことです。—— お分かりのように、もうスペースはほとんど残っておりませんので、君の前便に対するお礼、ならびに、君やご家族のご健康を心から願っていることを申し上げるだけです。したがって、それ以外のことについては別の機会に。

君の忠実なる

R. イェーリング

〔休暇の初めには家族全員で東フリースラントとシユレスヴィヒ・ホルシユタインに行きます。天候が良ければ、おそらく妻はそれより数週間早めに旅立ちます。いずれにしても3月17日まで僕はここで辛抱しなければなりません。8日後には筆記試験(31名の受験者!)が始まり、3月初めには口頭試験が始まります——今なお僕の前に立ちはだかる、困った山です。〕

〔訳注〕

- (1) 原文では「Ernst "Mahner"」と記されている箇所である。この表現からは、イェーリングに対し手紙を書くようにという願いの書かれたゲルバーの前便に対する返信として書かれたのが、この手紙であると推測されるとともに、イェーリング流の冗談めいた表現でもあると思われる。ただし、当該のゲルバーの前便は未発見であり、特定できていない。Losano 編の往復書簡集に収録されている、この1855年2月4日以前のゲルバーの手紙は、1853年12月21日付けのものであり(ここには、イェーリングからの手紙に対する謝礼とクリスマスの挨拶、ならびに、12月27日に訪問する予定であると書かれているだけである)、それ以降の1854年度分はすべてイェーリング発の手紙だからである。
- (2) Luigi Bellavite (ミラノ大学の教授) は、「Geist」の第1巻を翻訳した人であり、そのイタリア語版は1855年にミラノで出版されている。
- (3) Deurer, Ernst Ferdinand Friedrich Wilhelm (1812-1873)、法学教授。1812年7月26日にバーデンのKandernにて生まれ、1873年7月31日ドレスデンで亡くなる。1833年3月25日ハイデルベルク大で教授資格を取得し、同大で私講師、さらに員外教授となり、1851年8月11日から1868年1月10日までギーゼンの正教授を務める(この期間、イェーリングの同僚となる。)その後、ゲッティンゲンの教授にもなっている。
- (4) Wasserschleben, Hermann (1812-1893)、ゲルマニストかつカノニスト。1852年以降ギーゼンの教授となり、イェーリングと同僚となる。No.71・訳注(3)およびNo.13・訳注(2)、参照。
- (5) Siegel, Heinrich (1830-1899)、ゲルマニスト。1853年ギーゼンで教授資格を取得し、私講師となり、1858年員外教授としてウィーンに移った後、1862年同大の正教授となり、終生そこで過ごす。イェーリングとはギーゼンおよびウィーンで同僚となる。No.71・訳注(8)、とくにNo.13・訳注(3)、参照。
- (6) Sandhaas, Georg (1823-1865)、法学者・法史家。1823年9月14日にダルムシュタットに生まれ、1865年4月2日にグラーツで亡くなる。1840-44年ギーゼン大学で法学を学ぶ。1845年祖国の国家官吏職につくも、なじめず1849年1月20日に法学博士の学位を取得後、ギーゼン大学法学部で教授資格を得、1849年以降数年間員外教授として講義を行なう。1857年8月グラーツへの招聘を受け、同大でかつて刑法学科と結びついていたドイツ帝国史・法史の正教授に任命され、同年12月5日に新講座につく。ザントハースはグラーツ大学法学部の、いや、大学全体の最も優秀なメンバーの1人に数えられるも、残念ながら9年間の在職後1865年には短い生涯を終えた。
"Bemerkungen über das Recht des nächsten Erben bei Verfügungen über das Grundeigentum nach älterem deutschen Rechte" (Gießen 1849・学位論文) ; "Germanistische Abhandlungen"

7 イェーリング書簡集(7) (ギーゼン時代: 1852-68年②)

(Gießen 1852).

この箇所からは、イェーリングは実務家も含め、若手研究者を中心にしての研究会を開いていたことが推測される。

- (7) Friedrich Noellner, Die duetschen Juristen und die deutsche volkstümliche Gesetzgebung seit 1848, zugleich als Prognose für nationale Rechtsreform, Cassel 1854.

Nöllner, Friedrich (1806-1870), 裁判所判事, 控訴裁判所判事, 上告裁判所判事。1806年2月4日にダルムシュタットに生まれ, 1870年8月7日に同じくダルムシュタットで亡くなっている。1830年ダルムシュタット宮廷裁判所付試補を皮切りに, 1836年ギーゼン刑事裁判所, 1843年ギーゼン宮廷裁判所, 1855年ダルムシュタット宮廷裁判所, 1859年上級控訴裁判所・上告裁判所などの判事職を歴任している。

- (8) イェーリングが実際にウィーンに招聘されたのは, 1868年が初めてであるが, それ以前からウィーンへの転任意思のあった様子がこの文面からはうかがえる。
- (9) Scheurl, Christoph Gottlieb Adolf Freiherr von (1811-1893), ローマ法・カノン法の教授。1845年エアランゲンで正教授となり, 1881年まで同大学で過ごす。No.81・訳注(2), とくに No.10・訳注(5), 参照。この手紙の時点で, ショイルルはエアランゲンの教授であった。

- (10) Wächter, Karl Georg von (1797-1880), 刑法学者・民法学者, 政治家。1822年テュービンゲンの正教授となり, 1832年には新設のチューリヒ大学への招聘を断り, 翌1833年ライプツィヒに移る。1834年のエアランゲンと1835年のボンへの招聘を断るが, 1835年テュービンゲンに移る (1836-51年事務総長)。ヴェルテンベルク・身分制議会・第2院に所属し, 1839年と1845年には議長に選出される。そのためシュトゥットガルトに引越し, その時期, 大学での講義を中止する。政治的には穏健なりベラル立憲派の立場にあった。3月革命後は政治から身を引き, 1848年10月テュービンゲンでの講義を再開する。1851年大学の事務総長職を辞任し, 上級控訴裁判所長官としてリュベックに移る。1852年にはあらためてライプツィヒへの招聘に応じ, 終生同大に勤める (1858-60年には学長を務める)。その間, 1854年のウィーンへの招聘, 1857, 1861, 1862年のウィーンとテュービンゲンへの更なる招聘を断っている。

イェーリングの手紙では, この1854年にウィーン招聘を断ったことを指していると言える。No.76・訳注(3), 参照。

- (11) Arndts, Karl Ludwig (1803-1878), 民法学者。1855年秋にウィーン大学へ招聘されており, 1874年5月に講壇を去っている。No.71・訳注(6), とくに No.83・訳注(1), 参照。
- (12) Dorpat: ドイツ語の古称で, 現在のエストニアの都市タルトゥ (Tartu) を指す。ロシア帝国の統治下, アレクサンドル1世によって新設された, ドイツ語旧称ドルパート大学 (Universität Dorpat, 現タルトゥ大学) は, 19世紀当時, 教師陣の多くがバルト・ドイツ人であり, ルター派神学部, ドイツ語による講義, ドイツ風の学生団体などによって他の大学とは異なる存在だったとされる。もっとも, この地にイェーリングが行ったことがあるかどうかは不明であるし, また, 文中の Dorpat がここを指すのかも定かではない。現在のドイツに同名の地名は見当たらない。
- (13) Gerber, System des deutschen Privatrechts の第5版 (1855年)。
- (14) ヘレーネ編の原著では Wächter となっているが, Losano 編では Walter の表記となっており, Ferdinand Walter, System des deutschen Privatrechts, Bonn 1855が念頭に置かれている本であるとの注記がついている。前後の文脈から, 後者に従う。

七

Walter, Ferdinand (1794-1879), 法学者。1794年11月30日にヴェツラーに生まれ, 1879年12月13日にボンで亡くなる。1813年末には対ナポレオン解放戦争に義勇兵として参加しているが, 1814/15年以降ハイデルベルクで法学を学んだ後, 1818年ティボーからローマ法の研究で学位を授与される。1818/19年ハイデルベルクではじめての講義を行なう。サヴィニーの提案に基づき, 1819年に新設のボン大学法学部に員外教授として招聘される。「ローマ法史・文献史, カトリック教会法, および, フランス法」の正教授としてヴァルターは, 1821-75年にわたり教会法と私法を優先的に講義し, さらに自然法, 国際法, 法哲学ならびに法史学も講義した (学部長を11回務め, 1832/33年には学長も務める)。ヴァルターは歴史法学派に属し, この中ではゲルマニステンに対

- 峙していた。彼の講義に基づく著作は、ボン大学法学部の声望を高めることに貢献したとされる。彼の "Lehrbuch des Kirchenrechts mit Berücksichtigung der neuesten Verhältnisse" (1822) は、版を重ね (1871年・第14版)、また、フランス語、スペイン語、イタリア語に翻訳もされており、19世紀にこの領域でもっとも流布したドイツ語の作品である。彼は政治的カトリシズムとロマン主義的国家哲学の代表者であり、それは "Naturrecht und Politik im Lichte der Gegenwart" (1863) にも現れている。政治的には、1848年ラインバッハ選挙区の候補者としてプロイセン・ラント議会に入った。そこで「カトリック会派」を創設し、ラインのカトリック陣営とともに教会の自律性を要求した。国家法的には人民主権の理念に反対し、世襲君主制と王権神授説に基づく君主制原理を擁護していた。
- (15) Brackenhöft, Theodor (1861年5月22日に死亡) : ハイデルベルク大学の私講師、員外教授、判決団のメンバーを務める。主として、ドイツ私法、ドイツ民事訴訟法を講義し、とくに後者の領域では次の著作を通じて貢献している。"Die Identität und materielle Connexität der Rechtsverhältnisse", 1839; Erörterungen über die Materien des allgemeinen Theils von Lind's Lehrbuch des deutschen gemeinen Civilprocesses", 1842. No. 8・訳注(1), 参照。
- (16) イェーリングはここでは雑誌名を間違えているのではないか。F. Walter, System des deutschen Privatrechts についてのブラッケンヘフトの書評は、ハイデルベルグ年報1852-55年には掲載されていない。むしろ Zoepfl の書評が第47巻 (1854年) に載っている。Walter の同書に関するブラッケンヘフトによる書評は、ハイデルベルクの "Kritische Zeitschrift für die gesammte Rechtswissenschaft", Bd. 2 (1855) に載っている。この巻はおそらく1855年以前に出版されたのであり、書評は辛辣で肉肉的である。イェーリングはおそらくこれを念頭に置いていたのではないか (Losano の脚注による)。
- (17) Übertragung der Reivindicatio auf Nichteigentümer (cession derselben, reiv. utilis, connoissement), (in : Jahrbücher für die Dogmatik des heutigen römischen und deutschen Privatrechts, Bd. 1, 1857) .
- (18) Heinrich Näf, Über den Eigenthumsübergang bei dem handelsrechtlichen Kaufe, in : "Kritische Übersicht der deutschen Gesetzgebung und Rechtswissenschaft", Bd. 2, 1855. (Losano の脚注による。)
- (19) "Über die Cession der reivindicatio und die reivind. utilis als Surrogate der Eigenthumsübertragung und Mittel zur Bewerkstelligung derselben."
- (20) ヘルテル (Härtel) は『ローマ法の精神』を出しているライプツィヒの出版者。イェーリングは当初、自分たちの雑誌もここから発行しようと考えていたようである。
- (21) K. Maurer, Über den Begriff der Autonomie, in : "Kritische Übersicht der deutschen Gesetzgebung und Rechtswissenschaft", Bd. 2, 1855. 更に, Das römische und deutsche Recht in der Gegenwart und die Aufgabe der modernen Rechtswissenschaft in der Zukunft というタイトルの下で, クンツェ (Kuntze) が同雑誌においてイェーリングの Geist, Bd. 1 の書評を行なっている。(Losano の脚注による)。マウラーについては、次注、参照。
- (22) Maurer, Konrad von (1823-1902), 法史家。父は有名な法史家であり政治家でもあった Georg Ludwig Riller von Maurer (1790-1872)。生涯にわたり父の影を背負っていたと言われる Konrad von Maurer は、1823年4月29日にプファルツの Frankenthal に生まれ、1902年9月16日にミュンヘンで亡くなる。本来は自然科学、とくに鉱物学に関心をもっていたが、父の意向により、1839年以降ミュンヘン、ライプツィヒ、ベルリンで法学と歴史学を学ぶ。ライプツィヒではゲルマニストのアルブレヒト、ベルリンではヤコブ・グリムから強い影響を受ける。このことが、中世のゲルマン・ドイツ法史を彼の研究の重点にすることにつながった。1845年にはミュンヘン大学で学位を取得する。学位論文 : "Über das Wesen des ältesten Adels der deutschen Stämme in seinem Verhältnis zur gemeinen Freiheit" (1846)。これが高く評価され、1846年ミュンヘンの員外教授となり、1847年にはドイツ私法・国法の教授に昇格する。1888年の定年までミュンヘンの定評ある学者として活躍する。彼の研究テーマはスカンジナビアの北欧法に向かい、北欧旅行や

5 イェーリング書簡集(7) (ギーゼン時代：1852-68年②)

レイキヤビク, クリスチャーニア (=現オスロ), コペンハーゲンでは何度も講義や講演を行なった。しかし、クリスチャーニア大学からの彼専用の講座への招聘の話は断っている。アングロサクソンのゲルマン法に関する研究としては、“Die Entstehung des island. Staates und seiner Verfassung” (1852); “Bekehrungsgeschichte des norwe. Stammes zu Christentum” (2 Bde, 1855/56); “Über angelsächs. Rechtsverhältnisse”(1856); “Das älteste Hofrecht des Nordens” (1877) などがある。

23) Kuntze, Johannes Emil (1824-1894), 枢密顧問官, ライプツィヒ大学法学教授。クンツェは1824年11月25日に生まれ、1894年2月11日に死亡。父を早くに亡くし、母方の叔父の有名な Gustav Theodor Fechner (1801-1887) (哲学者, 実験心理学の祖) に引き取られる。1843年ライプツィヒで法学の勉強を始め、1847-51年法実務で働き、公証人・弁護士となるが、1851年学位を取得するとともに、直ちに商法・手形法・ローマ法の教授資格を得て、1856年員外教授、1869年法学部の正教授となり、終生ライプツィヒに勤めることになる。いわゆる構成法律学の代表者と目され、当人も法律的概念構成には生涯を通じて喜びを感じていたとされる。1850年代の著作として、“Die Obligation und die Singularsuccession des römischen und des heutigen Rechts. Eine civilistische Studie”, Leipzig 1856; “Der Wendepunkt der Rechtswissenschaft, ein Beitrag zur Orientirung über den gegenwärtigen Stand- und Zielpunkt derselben”, Leipzig 1856; “Das jus respondendi in unserer Zeit. Ideen über die modern Rechtsfortbildung”, Leipzig 1858などがあるが、概して不評だったとされる。その最初の論文テーマは、学位論文、教授資格論文から関心をもっていたローマ法の債務概念を取り扱ったものである。ローマ人の債務は、彼には法的意思の魅力的な問題として、自由と必然性の宥和として見られていた。後年に再び、“Die Obligationen im römischen und heutigen Recht und das jus extraordinarium der römischen Kaiserzeit”, Leipzig 1886を発表している。クンツェはローマ法への偏愛からゲルマン法の債務概念には否定的な見方をしていたが、後にその姿勢を見直すに至る。たとえば、“Die Kojengebogenschaft und das Geschoßeigentum. Zwei Abhandlung aus dem Rechtsleben des deutschen Volkes”, Leipzig 1888であり、また、ドイツ法領域における手形法の研究も発表している。とはいえ、彼にあってはもちろんローマ法領域の研究の方が圧倒的に多い。彼の主著の1つ “Cursus des römischen Rechts. Lehrbuch für den akademischen Gebrauch”, “Excursus des römischen Rechts. Hilfsbuch für akademischen Privatstudien”, Leipzig 1869, 2. Aufl. 1879, 1880は、受講生に有益な著作であった。晩年にはイェーリングに関して、“Zur Besitzlehre. Für und wider Rudolf von Ihering”, Leipzig 1890と Der Neklog “Thering. Windscheid. Brinz”, in : Sachs. Archiv für bürgerl. Recht und Prozeß III, 1893を書いている。

24) Lenz, Gustav (1818-1888), 法律顧問官, 弁護士, 公証人。歴史家 Max Lenz (1850-1932) の父。

25) ゲルバーは1851年に内定し承諾していたギーゼンを断り、ヴェヒターの後任としてテュービンゲンに移るが、その際、大学の副事務総長 (Vizekanzler) の位を与えられた。その後、1855年1月に事務総長 (Kanzler) に昇格し、大学における国王の全権委任者となり、当然にヴェルテンベルク・ラント議会の議席が彼に与えられたのである。前出, No.16・訳注(7), 参照。

18. An K. F. von Gerber.

Gießen, den 21. Jan. 1856⁽¹⁾.

最良のゲルバー！

ついでしたがイエナに向けて発送しました⁽²⁾。それによって、君に手紙を書く自由な気持ちと自由な時間とを僕はふたたび手に入れました。これまでは産みの苦しみの重圧下であって、君に手紙を書くことは不可能でした。その〔論稿の〕完成は自分が思っていたよりも遅くなってしまいました。その理由はとりわけ次の点にあります。つまり、半ば祝祭のため、半ば体調が少しすぐれなかったため、全力で仕事をするのができなかったことによって、クリスマス休暇の14日間のうち、僕に残された時間は余り多くはなかったからです。休暇というものはともかく僕の性に合いません。僕自身の身体と精神とをしゃんとした形に保つためには、毎日2時間半はパンデクテンを読まなければならないからです。この薬が僕に及ぼす作用がどのようなものか、それはまったく驚嘆すべきものです！ 僕が新年になってから講義をふたたび開始した時、講義を行なうための力を余り多くは持っていないと思っていました。講義をしているうちに、パンデクテンの薬がどれほど僕を活気づけ、力づける作用を及ぼしていたか、早くも感じたものです。

さてそれでは、この度君が最も関心を寄せていること、すなわち、雑誌の話をします。僕の提案した名称は、君の同意を条件としています。すなわち、Jahrbücher für die Dogmatik des römischen und deutschen Rechts von Gerber und Jhering. (ついでに言うと、なぜ君は "von" を使うことに躊躇するのですか？ テュービンゲン大学の事務総長なる者はともかく "von" のついた男でなければなりません、また、ヴェヒターも実に自ら "von" を名乗っています。僕はタイトルに載せる君の名前の前に尊称〔の von〕をつけました。もし君の気に入らないのであれば、それを取り去っても構いません。タイトル上では、アルファベット順にしたがって君の名前を先にしました。その点は昔からの慣習通りです。

内容面について：1. 雑誌の綱領としての僕の論文には次の題をつけました。すなわち、「われわれの任務」(Unsere Aufgabe)⁽³⁾ (以前は、次の標題を選んでいました：「現代法律学の任務」(Die Aufgabe der Jurisprudenz der Gegenwart)。君はどちらが気に入りますか?)。その内容としては、法律学の生産的な使命——法律的構成——ローマ法およびドイツ法において、そのために為すべきことは何か？——ローマ法のオーソドックスな取り扱い方——かなり多くの部分におけるローマ法の見せかけだけのあり方——ドイツ法について：いわゆるローマ法化——ローマ法とドイツ法を統合して真の内的統一体に至らしめること。その分量は、僕が今の段階で査定できる限りで、およそ3ないし4枚の印刷全紙分です。

2. F. F.*⁽¹⁾ [Familienfideikommiss = 家族世襲財産] に関する君の論文。僕はその論文をおよそ3ないし4枚の印刷全紙分と踏んでいます。

3. 所有物返還請求訴権 (rei vindicatio) の他者への譲渡、ならびに、送り状の適用に

3 イェーリング書簡集(7) (ギーセン時代：1852-68年②)

関する僕の論文（およそ同じ位の枚数分）。

—— 今や、1号分として企画された分量（印刷全紙10枚分）の下では、2番目の君の論文（僕はそれを読んで大喜びしましたし、そこにはまたしても相当数のまったく素晴らしいものが含まれています——僕の言い方によれば、それは生理学的な研究です）、その論文におお掲載の余地を見つけることは、僕にはほとんど考えられません。しかし、君にこの3番目の掲載場所を快く譲り、僕の論文は次号に回す心の準備は十分にできています——僕はこの第2の論文にはまだ最後の手を加えなければなりませんので、それだけにむしろ先に延ばしたいのです。それゆえ、その論文はまだ手元に置いていました。植字工にはここ当分十分な時間があります。そこで、僕は君にその決定の判断を委ねたい。

マウケ氏 [= 『雑誌』の発行人] には、僕の第1論文 [= 「われわれの任務」] の校正用ゲラ刷りについて、君および僕にその1部を同時に送るよう依頼しました。——君もともに校正刷りの修正を行なうべきであるということではなく、そこに何か気にかかるものがあれば、それを変更する機会を君にもってもらうためにです。それはわれわれの共同の信条宣言であり、君がそれを読み、同意した場合以外には、それを信条にしていると公言すべきものではないからです。そこで君が、僕に対する友情の気持ち——僕はそれをとても誇りに思っていますが——、それをよく示すことができるのは、君の気に入らないもの——事案においてであれ、形式においてであれ——、そのすべてを容赦なく削除する場合において他にありません。とりわけ後者の形式の点では、ここかしこにおいて幾分ぞんざいになっているかもしれません。というのは、僕はその論文をいつも通りの快適さと入念さでもってではなく、ある種せかせかと書き下ろさなければならなかったからです。僕にとってとくに切実な問題だったいくつかの箇所については、念入りに、かつ、きわめて熱心に取り組みましたが、それに反して、副次的なところでははるかにおざなりに扱いました。したがって、君自身の論文が君の前に置かれているかのようになり、どうぞ修正して下さい。マウケには、君の修正は僕自身のそれと見なすよう、指示を出しておきました。

僕が彼に書き送った第2の点は、寄稿者の報酬の件です。われわれの雑誌が年々寄稿者の数を増やしていくならば——僕はその点に疑いをもちませんが——、われわれにとっては、編集の仕事上においてのコストもさまざまな労力も同じく生じてきます。それゆえ僕は、それらに対してささやかな補償がわれわれに与えられることは、まことにもっともなことだと思います。このことは最善の場合、次のようなやり方で可能です。つまり、われわれが寄稿者の報酬を8ターラー⁽⁴⁾と定め、君あるいは僕の専門分野に属する各論文については、校閲や通信等々の仕事を果たすわれわれ各人は編集報酬として2ターラーを取得するというものです。ほとんどの雑誌の場合、編集報酬はこれよりはるかに高額です。実にたとえば次のような自然科学の雑誌があります。それらの雑誌では、編集者がすべてを受け取り、寄稿者はしたがって単に名誉だけが頼みの綱です。当地の雑誌は同じく少なからぬ編集報酬を認めています。君は僕の提案に同意してくれるもの、と思っています。それゆえ、僕からマウケに対して伝えるのは、まずは君からの返事が届いてからのことだとして、君の返事が来るまで待つことはしませんでした。『裁判官年報』(Die Richterschen

Jahrbücher) もまた8ターラー支払いましたし、また、印刷はそこではまったくベタで組まれていました。報酬の差は、それは別としてわれわれの旗の下に集まる人の誰1人の邪魔にもならないでしょう。かなり多くの者がわれわれの雑誌に自分の論文が採用されるのを見るといふ榮譽だけでも満足している、という事態にやがてなっていくように願っています。

それでは、この企画がわれわれの心からの祈りとともに世の中に出ていきますように！それが僕の作品であると言われることを、僕は断固として拒否しなければなりません。君がいなかったなら、おそらく決して実現していなかっただろうし、あるいは、少なくとも僕の『精神』の完成後になってようやく実現していたであろうからです。君はそれによって勢子役という厄介な役目を背負い込みました。というのは、僕は追い立てられなければならないことを、君はともかくよく知っているからですし、また、その場合に君を待ち受けているのは、些細な苦勞であるという幻想も、君はおそらくいささかも抱いていないからです。

[君のこの前の手紙が知らせてくれた君の訪問の見込みについて、僕は非常に喜んでいきます。その望みが本当に実現しますように！ 4月半ばからならば（もしかして早ければ4月初めには）僕の新居に君を泊めることができるでしょうし、そこでなら君の宿泊環境はもっと良くなっていることでしょう。しかし、僕たちが君を泊めていた従来通りのやり方で君が満足してくれるならば、僕は3月でも心から歓迎します。君の訪問はいつでもOKですから。

夏には家族が増える見込み⁽⁵⁾を与えてくれる妊婦の状態にある妻は、残念ながら、ここ数日來かなり疲労困憊しており、そのため、彼女は絶対安静にしていなければなりません。そうでなければ、僕は今日モーツァルト祭のためフランクフルトに行っていたでしょうが——子供たちと僕はまったく元気です。社交関係は新年とともに基本的に控えています。かなりの数の招待はお断りし、また、あるクラブからは脱会しました。僕の前にはすべきことが山盛りにあります！ というのは、われわれの企画が告知される前に、ライブツイヒの僕の出版人を困惑させないために、僕の著作の印刷を始めさせなければならないからです。雑誌の趣意書をいつ公表すべきか、それについて僕に知らせてください。]

来週には僕の論文2⁽⁶⁾が終わります。その次に筆記試験が始まります、そして、2月半ばには、僕の著作原稿を最初にライブツイヒに送付する形にまで著述を進ませる積りです。——講義の方はまったく素晴らしい状態です。受講生たちはきわめて良心的に持ちこたえています、そして、僕は、丹念に講義をするなら、受講生たちからいかに報いられるかを実感しています。[パンデクテンに関しては、この3年来講義のやりがいがあったと言っても過言ではありません。——ニュース：ヴァッサーシュレーベンは、近く彼の国法論文⁽⁷⁾を出版します。レヴィータは、正当防衛論⁽⁸⁾を印刷に回しており、彼はこの著書を僕に献呈してきました。それは、僕が前年の夏期ゼメスターの初めに、大学教員という職業に関してのきちんとした話を彼にしたことによって、僕が手に入れた榮譽です。その話は有効であったと同時に、僕に憎しみではなく感謝をもたらすという素敵な成果を实らせてくれ

1 イェーリング書簡集(7) (ギーゼン時代：1852-68年②)

ました。—— ジーゲルはドイツ訴訟法の歴史⁽⁹⁾ について研究しています。ではもう終わりにします！]

君の奥方にくれぐれもよろしくお伝え下さるとともに、ご都合の良い時にお返事をいただければと思っています。

草々

君の

R. イェーリング

[原注]

(* 1) Beiträge zur Lehre vom deutschen Familienfideikommiß. (平田補注：ゲルバーのこの論文は、彼らの雑誌：Jahrbücher für die Dogmatik des heutigen römischen und deutschen Privatrechts, I, 1857に発表されている。)

[訳注]

- (1) Helene 編の原著では、日付けが27. Jan. 1856となっているが、Losano 編・No.56のゲルバー宛ての同手紙では、日付けが1856年1月21日となっている。また、Johannes Biermann (Hg.), Zur Erinnerungen Rudolf von Jhering in Gießen, Berlin 1907においても、21. Jan. 56の日付けである。後者に従った。
- (2) 本文中にも出てくるように、イエナのフリードリヒ・マウケ宛てに『雑誌』の綱領論文の原稿を送付したことを指すと思われる。
- (3) 邦訳として、R・イェーリング著、大塚滋訳「我々の任務」(上)(下), 『東海法学』・第5号(1990年), 第6号(1999年), 所収。
- (4) 貨幣単位について、原著ではTalerの表記となっているが、Losano 編では、Fl.の表記となっている。ちなみに、Taler = ターレル貨(16世紀から18世紀まで通用したドイツ銀貨。後に3マルク銀貨)。Fl. = Florin = Gulden(14-19世紀に使われたドイツおよび近隣諸国のグルデン金貨・銀貨)。Biermann 編ではこの部分は省略されていて、参考にならない。
- (5) 1856年8月に、3男のアルブレヒトが誕生している。
- (6) rei vindicatioに関するイェーリング自身の論文を指している。後に彼らの雑誌の第1巻に発表されている：Uebertragung der Reivindicatio auf Nichteigentümer(cession derselben, reivindicatio utilis, conossement), in: Jahrbücher für die Dogmatik des heutigen römischen und deutschen Privatrechts, I, 1857.
- (7) Hermann Wasserschleben, Juristische Abhandlung, Gießen 1856.
- (8) Carl Levita, Das Recht der Notwehr. Eine strafrechtliche Abhandlung, Gießen 1856.
Carl Levita (1824-1873) については、25. November 1855付けのゲルバー宛て書簡(Losano 編, No.51) においても好意的に言及されている：「われらがDr. Levitaは、正当防衛に関する犯罪捜査学的モノグラフィーを書いており、僕がそれに関して彼の同僚から聞いたことによれば、実に優れたものになると思われるそうである。僕がかつてその人に学問生活等々についてきちんとした話をしたことがあります。そのとき(5月1日)以後、その人は沈思黙考し、今では学界の模範的な勤勉で熱心な若者です。もし君が数年後に1人の刑法学者を求めらば、君は僕なしでも彼のところに導かれていくでしょう。」
- (9) Heinrich Siegel, Geschichte des deutschen Gerichtsverfahrens. Erster Band, Gießen 1857.